

荒蒔の神社祭祀と社会構造

——宮座・家族・村落組織を中心として——

上野 和男

- 一 問 題
- 二 村落組織の構造
- 三 直系型家族の構造
- 四 宮座組織とその変化
- 五 結 論
- 六 荒蒔宮座関係資料

論文要旨

本稿は「日本歴史における地域性の総合的研究」のうち「民俗の地域差と地域性」班の一調査として、一九八六年以降調査研究を試みてきた奈良県天理市荒蒔の社会構造、とくに村落組織、家族、宮座に関する調査報告である。荒蒔は日本の中央部の村落社会の構造的特徴をよく示している村落であると考えられ、また区有文書、村神主文書など文書記録も数多くのこざれており、村落の社会変化を民俗調査と文書調査を併用して明らかにするにふさわしい村落として選定した。

本稿の目的は以下の三点である。第一は荒蒔における宮座組織の構造とその変化を明らかにすることである。第二は、典型的な中央部日本の村落と考えられる荒蒔の家族がどのような構造をもつかを明らかにすることである。

第三は株座的な宮座組織をもつ荒蒔が、全体としてどのような村落構造を特質としているかを明らかにすることである。

本稿では荒蒔の村落組織、家族構造、宮座組織とその変遷を分析して、次のような結論を得た。荒蒔の宮座が株座的性格を依然として保持しながらも、昭和初期に制度改正を行ってメンバーを拡大したことによって、その性格をやや緩和したことである。また荒蒔の家族は家族構成の類型として直系家族が多く、相続は長男相続が基本である。また婚姻は嫁入婚を基盤としており、典型的な直系型家族を特徴としている。さらに荒蒔の村落組織は今日では平準化された階層を基礎として、区長などの役職や、伊勢講や庚申講などの講組織においても、きわめて対等的な構造を特徴としている。総体的にみれば、荒蒔の村落社会構造は基本的には株座的な宮座を基盤とする当屋制村落であるが、昭和初期以来のさまざまな変化は、荒蒔の社会が村座的な宮座を基盤とする当屋制村落へと変化しつつある過程として理解しようと考えられる。

一 問 題

この報告は一九八六年以降調査を試みてきた奈良県天理市荒蒔の社会構造、とくに村落組織、家族、宮座に関する調査報告である。荒蒔は奈良盆地の中央部に位置する水田稲作を中心とする典型的な平地農村であり、宮座組織をはじめとして、各種の講などの当屋制を現在にいたるまでよく保持しており、この点において日本の中央部の村落社会の構造的特徴をよく示している村落であると考えられる。

一九八六年度から開始された国立歴史民俗博物館の特定研究「日本歴史における地域性の総合的研究」のうち「民俗の地域差と地域性」班では、日本各地の代表的な村落を対象として長期的な定点調査を試みたが、荒蒔はこのうち日本の中央部を代表する村落として選定されたものである。⁽¹⁾より具体的にいえば荒蒔を選定した理由はつぎの二つである。ひとつは荒蒔には伝統的に明確な宮座組織が存在し、しかも『宮座中間年代記』(天正元年～天保六年、全四巻)と題する約二五〇年にわたる宮座記録が残されていることである。この年代記は基本的には宮座の当番帳であるが、これに加えて各年の荒蒔村の状況がかなり克明に記録されており、荒蒔の宮座と村落社会の変化を明らかにしうる重要な史料である。このほかにも区有文書、村神主文書などに荒蒔の宮座の記録が数多く残されており、いわゆる株座から村座への変化を含めて荒蒔の宮座組織と村落の変化を文献的にも明らかにできることである。いまひとつの理由

は、奈良県の村落とりわけ平野部の村落についてはこれまで総合的な民俗調査が一部をのぞいてほとんど行なわれていないことである。とくにこの荒蒔周辺の地域の村落の家族や社会組織については全く研究が進んでいないのが現状である。したがって本調査は民俗調査と文書調査を併用することによって、荒蒔の村落の歴史と構造をさまざまな角度から明らかにするのが目的であった。

荒蒔の調査は岩井宏實、上野和男の二名で開始し、のちに橋本裕之が加わったが、本稿は荒蒔の調査の成果のうち、社会組織とくに村落組織、家族、宮座に関する調査報告である。本稿の目的は以下の三点である。第一は荒蒔における宮座組織の構造とその変化を明らかにすることである。荒蒔の宮座はかつてはきわめて株座的な性格が強くとめられたが、現在は宮座の構成メンバーも拡大され、その構造をかなり変化させていると考えられる。そうした宮座組織の変容を明らかにすることがまず基本的な荒蒔の問題である。とくに昭和初期において荒蒔の宮座は劇的な変貌を遂げたと考えられるから、この時点に注目してその背景にも配慮しながら、聞書と文書の両面からその事実を明らかにしたいと思う。第二は、統計的に見れば、奈良県の家族は日本の平均を上回る規模と複雑な構成を特徴としているが、典型的な中央部日本の村落と考えられる荒蒔の家族がどのような構造をもつかを明らかにすることである。また、荒蒔の家族の問題を別の側面からとらえれば、強固な宮座組織の基礎となっている荒蒔の家族がどのような構造をもつかを明らかにすることである。第三は株座的な宮座組織をもつ荒蒔が全体としてどのような村

落構造を特質としているかを明らかにすることである。中央部日本の村落の最大の特徴は対等性と排他性を特徴とする宮座組織をもつことである。しかしながら宮座には大きく分けて「株座」と「村座」とがあり、それぞれに村落構造が異なっていると考えられる。すなわちこの問題は、宮座をもつ村落をひとつのものとしてとらえるべきか、あるいは宮座をもつ村落の構造を多様にとらえるかの問題である。このことについては蒲生正男（一九八一）の奈良県東北部の村落を事例とする分析があるが、ここでは荒時を事例としてこの問題に接近してみたいと思う。

これまでの荒時の社会組織の研究としては、吉村公男・羽田野由憲（一九八七）と澤井浩一（一九九〇）が注目される。吉村公男・羽田野由憲（一九八七）はタイトルである「文禄期における奈良盆地荒時村の景観」が示すように、江戸時代初期における荒時の集落景観を主題としているが、検地帳や年代記その他の分析によって荒時の集落形成を問題とし、宮座当屋と名請人の不一致、東西の大宮の存在など重要な指摘をしている。澤井浩一（一九九〇）は吉村公男・羽田野由憲（一九八七）を前提としながら、宮座儀礼の分析によって荒時の神社祭祀が東西の双分的な区分を基本として形成され、神社合祀によって変容してきていることを明らかにしている。これらの論文が対象としているのは主として江戸時代初期であるが、本稿が問題とするのは、昭和初期を中心とする最近の荒時の神社祭祀組織とその変化、およびこれに関連する諸問題である。

なお荒時の調査にあたっては、荒時の村の方々、とくに長年にわたつ

て区長を務められている荒井貫司氏、村神主・寺内肇信氏、岡田忠洋氏、中田檐太郎氏および天理市教育委員会参与の古澤龍介氏にはたいへんお世話になった。ここに記して感謝申しあげたい。

一一 村落組織の構造

(一) 荒時の概況

荒時は天理市の中心部からほぼ真西に約三キロメートル、自動車で約五分のところに位置する水田稲作を主たる生業としてきた奈良盆地東部の典型的な村落である。荒時の中心部の集落（現在はこれをホンムラと呼んでいる）は、東西にのびる中央の通り（布留街道とよばれる）の両側に家々が集中しており、ホンムラの東と東北には荒時の所有する二つの溜池がある。奈良盆地のこの地域にはあちこちに溜池が点在しており、この点でも荒時はこの地域の典型的な村落景観を示している。

現在の荒時の戸数はおよそ三三〇戸を数えるが、このうちホンムラの戸数は四五戸である。このうち二戸は近世の荒時村の構成戸である。明治以後の荒時は二階堂村大字荒時となり、若干の増減はあったがほぼ四〇戸前後の村落規模を維持してきた。この四五戸のほかの家々は一五、六年前から始まった宅地開発による団地もしくはマンションである。荒時の北には徒歩約一分のところに近鉄天理線の二階堂駅と前栽駅があり、荒時周辺は近年とくに大阪のベッドタウン化が急速に進行している。ホンムラの北と西に住宅団地があり、また一九九〇年にもホンムラの北

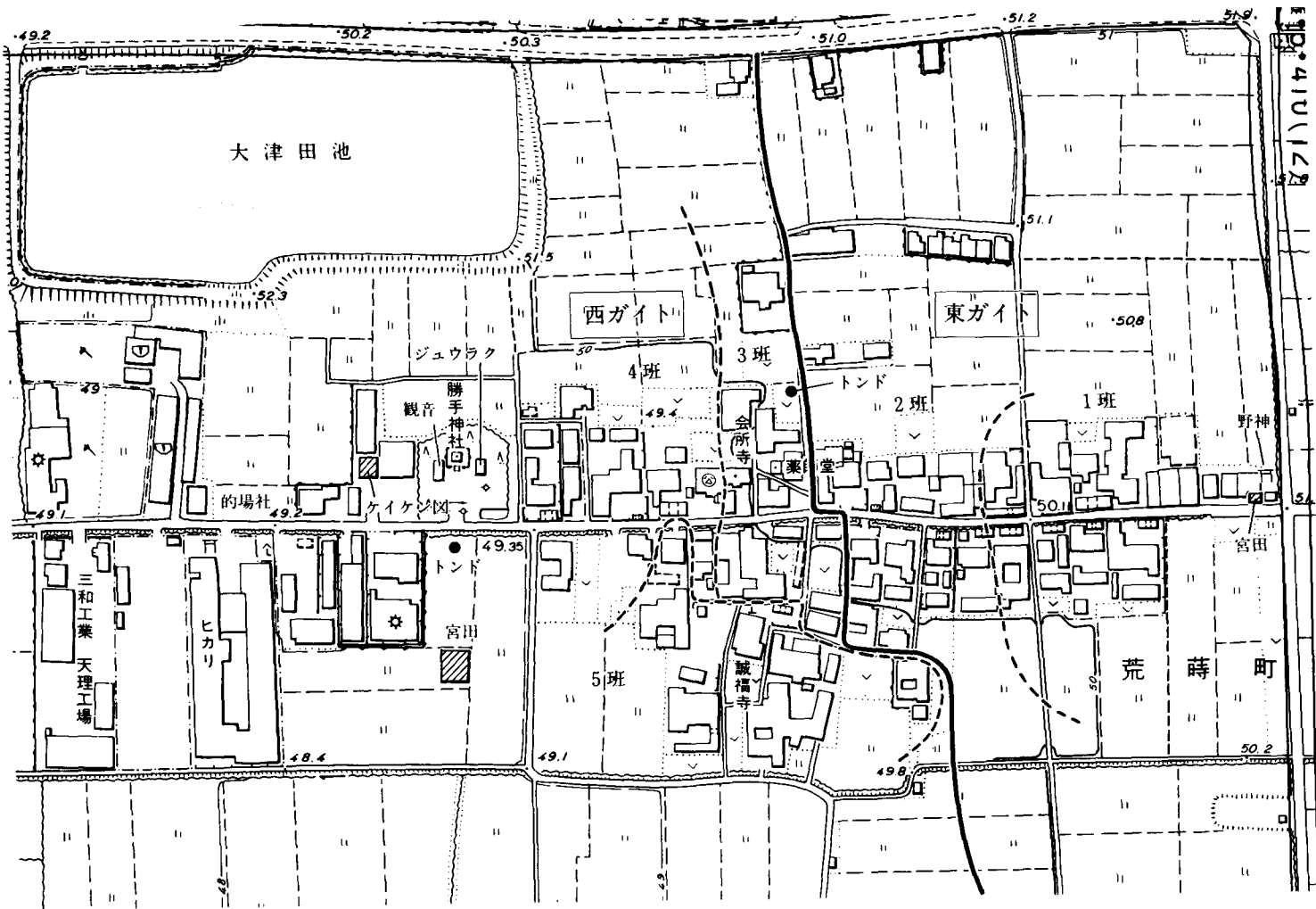


図1 荒蒔集落図



写真1 荒蒔の集落

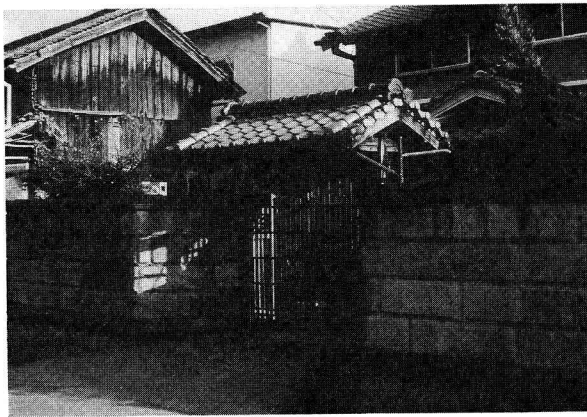


写真2 荒蒔の民家

側に戸数一七五戸の高層マンションが完成したばかりであり、さらに現在、東側にもうひとつの高層大型マンションが建設中である。こうした宅地化の波は今後ますます活発化するものと考えられる。

荒蒔の総耕地面積はおよそ三三町歩で、その大部分は水田(二毛作)である。荒蒔の土地のうち、平等坊、岩室、上之庄など周辺の村落の地主の所有する土地もかなりあったと伝えられ、また荒蒔の地主が周辺の村落に所有する土地も少なくとも五町歩はあった。これらを荒蒔では「失作」(しっさく)とよんでいる。また、荒蒔では村の領域を指示する「荒蒔領」「荒蒔の領土」という言葉がしばしば使われる。この言葉で表

現されるように、村の領域は明確であるが、この付近の村落における土地の所有関係は村落の領域をこえてかなり入りこんでいたといえよう。⁽²⁾現在の作付け面積はおよそ二〇町歩である。近年はイチゴ・スイカ・マメなどへの転作が目だっているが、戦争中までは裏作として大麦・小麦を作っていた。畑は水をいれないという意味でカラケ(空毛)といい、全体ではわずかに二町歩ほどである。夏はスイカ・マッカ、秋冬は白菜・大根・野菜類を栽培している。また戦前までは冬の副業として縄ない、ムシロ作り、俵編みが行れていた。しかしいずれも自家用であり、また荒蒔では出稼ぎも行っていなかったため、現金収入の道はほとんど閉ざされていた。現在は在来戸も大半が兼業農家であり、壮年層は勤め人になっている例が多い。専業農家は五、六戸、非農家は一〇戸ほどである。

戦前までの荒蒔は三戸ほどの大地主が水田の大部分を独占しており、これと自作の五戸を除けば、大半が土地も屋敷ももたない零細な小作農であった。地主のなかでもとくに荒蒔の一角は他村の土地を含めて約一〇町歩の土地を所有し、荒蒔でもその土地を小作に出していた。これらの地主の土地を小作していた家々は経営規模も五、六反程度で、収量の六、七割に達する小作料を納めていたといわれる。したがって荒蒔は少なくとも昭和初期まで、土地の所有配分の格差の大きい村落であり、このことが株座的な宮座組織の構造と密接に関連していた。しかしながら昭和初期におけるこれらの地主

層の没落によって、荒蒔の村落構造は大きく変化し、株座的な宮座も再編成されることになった。いわば農地改革を先取りする形で、荒蒔では昭和初期に村落構造の大きな変化がみられたのである。このことについては、宮座との関連でのちに詳しく分析する。

荒蒔の現在の集落景観は図1に示す通りである。荒蒔の周囲は一面水田で囲まれており、付近には大きな河川も丘陵地もない全くの平坦地である。集落東側にある東池とその北側の北池は荒蒔の最も重要な共有財産であり、荒蒔の用水はすべて両池によって賄われている。荒蒔の集落は東西に走る通りに沿って細長く集村状に発達しており、家々の多くはこの通りに面して屋敷を構えている。村の中央は現在、薬師堂・会所寺などがある付近であり、かつてはここに札場があったとされる。この辻を境として荒蒔は東西に二分されており、東側を東ガイト、西側を西ガイトと呼んでいる。東西の垣内は地理的に区分されるばかりでなく、村落の社会組織の区分としても重要であり、東西の対抗意識が現在でも強く認められる。このことは荒蒔の歴史的な集落形成に関連があると考えられる(吉村公男・羽田野由憲 一九八七、九一―九二)。荒蒔はいわば歴史的にも現在のにも双分制的な村落として成立しているのである。氏神である勝手神社は中央通りに沿った西ガイトに位置しており、境内には観音堂とジュウラクサマと呼ばれる神が祀られている。さらに西には揚場大明神と呼ばれる神がある。また中央通りの東端には野神が祀られている。しかしながら、かつては東西の垣内の神であった大宮、小宮は別々の場所に祀られていたとされており、これが現在の位置に移転し

て合祀されたのは、『宮座中間年代記』などの記述から元禄年間のこととされている(吉村公男・羽田野由憲 一九八七、澤井浩一 一九九〇参照)。この事実も双分制的な荒蒔の特質を裏づけるものである。また、札場の南には現在荒蒔の唯一の寺である融通念仏宗の誠福寺があり、境内には寺墓と呼ばれる古い墓がある。荒蒔の共同墓地は村の北側の二階堂高校の近くにあり、村の中央の札場からハカミチがのびている。

(二) 住民構成と村の内部区分

すでにのべたように、現在の荒蒔の戸数は約三三〇戸である。正確な数がかめないのは流動的な住宅団地やマンションの戸数を区としても確認できないからである。荒蒔にはホンムラのほかに、現在二つの住宅団地と一つの大型マンションがある。このうち二つの住宅団地はホンムラの四五戸とともに荒蒔区を構成しているが、マンションは従来の荒蒔の戸数を大幅にしのご戸数であるので、別の自治会を構成している³⁾。つまり新住民に対して荒蒔では、現在のところとなった対応をしていることになる。以下ではホンムラを中心に荒蒔の村落組織について分析することにしたい。

表1は現在の荒蒔のホンムラを構成する四五戸の一覧を示したものである。この表によってまず現在の家々の歴史をみてみると、現在の四五戸のうち明治一〇年戸籍に記載の家は、確認された限りで一九戸(四二・二%)である。可能性のある二戸を加えても半数以下にすぎない。したがって荒蒔では戸数の上では四〇戸前後を保持しながらも、約一〇

表1 現在の荒時の家族一覽

番号	垣内	班	班	明治	昭和	宮座	家	本分家	代数	寺	伊勢講
二九	西	五	四	四一	○	●	A	本家	三	城福寺	伊勢
二八	西	三	三	二九	○	○	A	本家	三	光蓮寺	
二七	西	三	三	?	○	○	B	二五の分家	一	城福寺	
二六	西	三	三	三八	○	●	A	本家	一	光蓮寺	
二五	西	五	三	三五	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
二四	西	五	三	三一	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
二三	西	五	三	二	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
二二	西	五	三	二	○	○	A	本家	一	城福寺	
二一	西	二	二	二	○	○	B	九の分家	一	城福寺	
二〇	東	二	二	二	○	○	C	(転入)	一	?	
一九	東	二	二	二	○	○	B	九の分家	一	城福寺	
一八	東	二	二	二	○	○	B	一六の分家	一	光蓮寺	
一七	東	二	二	二	○	○	B	三五の分家	三	光蓮寺	
一六	東	二	二	二	○	○	B	三五の分家	三	光蓮寺	
一五	東	二	二	八	○	○	A	本家	二	城福寺	伊勢
一四	東	二	二	六	○	○	A	本家	二	城福寺	庚甲
一三	東	二	二	三	○	○	A	本家	二	城福寺	
一二	東	二	二	一	○	○	C	(転入)	二	城福寺	
一一	東	二	二	二	○	○	A	本家	二	城福寺	
一〇	東	二	二	二	○	○	C	(転入)	四	城福寺	庚甲
〇九	東	一	一	二	○	○	C	(転入)	一	城福寺	
〇八	東	一	一	二	○	○	C	(転入)	二	城福寺	
〇七	東	一	一	二	○	○	C	(転入)	二	城福寺	
〇六	東	一	一	二	○	○	C	(転入)	二	城福寺	
〇五	東	一	一	五	○	○	B	本家	三	光蓮寺	伊勢
〇四	東	一	一	四	○	○	A	本家	三	城福寺	伊勢
〇三	東	一	一	一	○	○	B	(転入)	四	城福寺	
〇二	東	一	一	一	○	○	A	本家	二	城福寺	
〇一	東	一	一	一	○	○	C	(転入)	二	城福寺	

○年の間にその半数は入れ替わっていることになる。この点では安定的にみえる荒時でもかなり流動的であるといえる。昭和二五年戸籍に記載の三七戸と比較してみると、四五戸のうち三二戸(七一・一%)がこの時点で荒時に居住していたことを確認できる。荒時の四五戸を歴史的に、A 明治以前から継続している家、B 明治以降のAの分家、C 明治以降の転入戸に区分してみると、Aは二二戸(四五・七%)、Bは一三戸(二八・九%)、Cは一戸(二・四%)となり、ここでも荒時の家々の流動性を再確認できる。荒時の宮座を構成するのは現在においてもAの家々が主体である。

註：「明治」欄の番号は明治一〇年戸籍記載の番号、「昭和」欄の○印は昭和二五年戸籍記載の家、「宮座」欄の●は旧座、○は新座。「家欄」のAは明治一〇年戸籍に記載の家、Bは明治以後のAの分家、Cは明治以降の転入戸。

三〇	西	五	四	二八	○	○	A	二八の分家	四	光蓮寺	伊勢
三一	西	四	四	?	○	○	B	三〇の分家	一	光蓮寺	伊勢
三二	西	四	三	一九	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三三	西	三	三	二〇	○	○	A	二六の分家	一	城福寺	伊勢
三四	西	三	三	一九	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三五	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三六	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三七	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三八	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
三九	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四〇	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四一	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四二	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四三	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四四	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢
四五	西	三	三	二〇	○	○	A	本家	一	城福寺	伊勢

一方、明治以降も荒蒔では数多くの分家が出分されている。荒蒔では本家をホンケ、分家をインキヨもしくはシンタクと呼ぶが、本家分家を総称する集団名称はない。荒蒔の四五戸を姓別にみると、西本姓が六戸、西岡姓が四戸、荒井姓、寺内姓、中野姓が三戸、岡田姓、西谷姓、植田姓が二戸となっており、残る一八戸は同姓戸をもっていない。同姓の家々のほとんどは本家分家関係で結ばれているが、なかには同姓のすべてが本家分家関係にない場合もある。また本家分家関係にありながら、姓が同一でない例もわずかではあるがある。これは養子で旧姓を名乗るためである。また、転入戸の多くは、天理市内からの転入であり、しかも荒蒔出身の女性と結婚した場合が多く、全く荒蒔の家々に関係のない転入戸はわずかに一戸を数えるのみである。なお荒蒔の家々には屋号はない。人々は家々を呼びあう時には姓や名を用いる。

荒蒔は集落中央の札場を境として東西二つの垣内に分れている。西ガイトはさらに通りの北側のイヌイガイト、南側(一部)のタツミガイトに区分されており、勝手神社の西側の地区はこれらに含まれないデガイトであるといわれる。現在東ガイトは二〇軒、西ガイトは二五軒で、戸数はほぼ均衡している。垣内の区分は古くからのものとされ、月番、葬式の手伝い、伊勢講、庚申講などが現在でも垣内単位に行われている。正月のトンドが東西の垣内で別々に行われているのも、垣内の意味をよく示しているといえよう。東のトンドは薬師堂の北で、西のトンドは勝手神社の前で行われる。この垣内とは別に集落全体が五つの班に分れている(最近デガイト地区に六班を設けた)。この班は戦時下の配給制度、

隣組制度の導入にともなって創設されたもので、現在もこの班分けを踏襲している。当初は各班に班長がいて配給や連絡をとりしきっていたが、現在は順番に当番を務める。このほかに近隣組織としてリョウドナリ(両隣り)がある。葬儀の際の穴掘り(オンボ)と棺担ぎはりョウドナリ頼むといい、また普段から風呂の行き合いや珍しい到来物のやりとりなどをして親しくつきあう。なお、葬儀の手伝いについては、最近東西の垣内をそれぞれ二分して四つの班(葬式の時だけの班)を作って行っている。これにともなってリョウドナリの関係も一部に変更が生じている。

(三) 村落組織

荒蒔区には現在、区長、副区長、会計、実行組合長、実行組合会計、水利組合長、社会教育担当役員(計七名の役職者)がいる。いずれも任期一年で、毎年一月四日(現在は第一日曜日)の初集会で札入れによって選出される。選出方法はまず区長を選び、ついで役員六名を選出して区長が各役員に担当を割振る形である。この方法は戦前から同じであるが、当時の組織は区長の下に会計、実行組合長、水利係をおくといったより単純な組織であった。区長は戦前から戦後にかけてしばらくは宮座の座衆に限定されていたが、現在ではその限定もなくなっている。

役員の下には戦前まではアルキ(またはガチ)と称する用務員がいた。これは区長の使い番や各戸へのフレ、村の集会の下働きなどをするもので、下層のものが半年か一年交替でつとめて若干の手当を受取っていた。しかしこれも次第になり手がなくなったので、現在ではその仕事を月

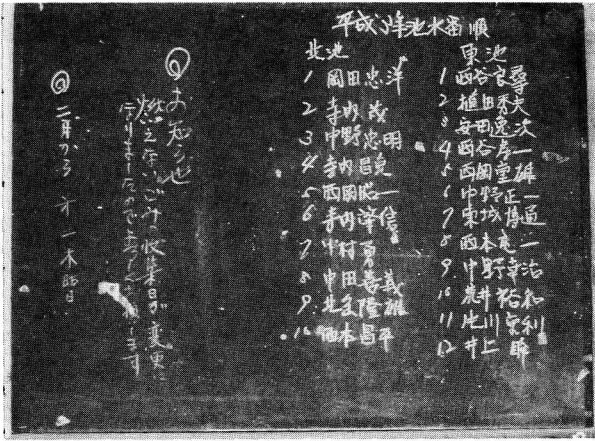


写真3 水番の順序(1991年)

年田植え前の「水の寄合い」に全戸でくじを引いて担当の池と順番を決める。荒蒔の中央の農業倉庫に掲げられている一九九一年の水番は以下の通りである。田植えへの出水の日取りが決まると、水番は交替でそれぞれの池がかりの田に順番に水を入れていく。その後も土用までは水が必要なので

番が受持つようになった。月番は東西のカイトに各一名ずつで、一定の順番(家順ではない)で一か月交替に務める。広報や行政上の通知文書の配布、村の集会の伝達や使い走り、集会の時の茶菓の接待やヒマチ講の食事の用意、会所(公民館)の掃除などがその役割で、月末に会所を掃除して次の月番と交替する。交替する時にはトウバンフダを受け渡す。これは現在でも行っている。

月番以外にも荒蒔には水番、イケモリ、トンド番などの当番がある。当番の多さは荒蒔の村落組織の大きな特徴のひとつである。水番とイケモリは東池・北池の管理の当番で、水利係の管轄である。水番は田の水

田に水を入れておき、土用に一度水を切る(修理水)。土用すぎにはまた水を入れ、以後彼岸すぎ(九月ごろ)まで半日交替で田水の管理をする。とくに盆前のホバラミ水、八月末のホダン水は絶対に必要とされ、またヒアケ(日照り)の時にはワリ水をして水の配分に不公平のないようにした。イケモリは池水の管理をする役である。冬期にはまわりの田がしけらないように池の水位を下げおき、田植え前までに満水になるように調節する。現在は毎年家の並び順に五人ずつ交替で務めているが、昔は水みちのよくわかったやり手の人達が請負いでやっていたという。

平成三年池水番順

北池		東池	
一 岡田 忠洋	一 西谷 良尋	二 寺内 茂	二 植田 秀夫
三 中野 忠明	三 安田 逸次	四 寺内 昌克	四 西谷 寿一
五 西岡 昭一	五 西岡 重雄	六 寺内 肇信	六 中野 正一
七 中村 勇	七 東城 博通	八 中田 善義	八 西本 重一
九 北島 隆雄	九 中野 幸治	一〇 西本 昌平	一〇 荒川 裕和
	一一 片側 重利		一二 井上 眸

トンド番は二月七日のトンドの世話をする当番で、西ガイトで二名(イヌイガイト一名、ミナミガイト一名)、東ガイトで一名がそれぞれ一年交替で順番に務めている。トンドは正月の注連縄や立松、古くなったお札を各戸から持寄り、各戸から集めた藁一束とともにやぐらに組んでもやす行事である。もとは勝手神社前とハカミチの脇の二か所で行っていたが、現在は東池の堤の上で行っている。

つぎに荒蒔の定例の村寄合いとしては、一月四日(現在は第一日曜日)の初集会、田植え前の水の寄合い、春秋の日待講があり、一月と八月には村のイリヨヨセ(サンヨウのヨリ)が行われる。初集会では役員の改選が行われ、年間の活動経過と会計報告が行われる。水の寄合いは池の出水の日取りと当番(前述した水番)を決める寄合いで、かつては六月一五日の田植えの開始日に先立って六月一〇日頃に開かれていた。現在は水利担当者の判断によって開催時期が決定される。日待講は春秋の彼岸の中に行われ、春日大社と伊勢神宮の掛軸をかけてお参りし飲食する。そして春ヒマチには奈良(春日)参りの、秋ヒマチには伊勢参りのくじを引き、それぞれ五名ずつの代参人を選ぶ。代参人は村から費用をもらってお参りにいく。

また村の村費(イリヨウ)をよせるイリヨヨセは年二回、上半期と下半期に一回ずつ開かれる。上半期は一月一〇〜一七日程、下半期は八月三〜一〇日程である。イリヨヨセは各家の徴収額を算定するカキダシと、各家が支払いに集まるトリタテの二日間にわたって行われる。カキダシの日には役員が会所に集り、各家に徴収額を通知する札を書く。

村の仕事をして人足札(後述)をもらったものはこの時に役員に届出る。各家に札が配られてから一週間ほどするとトリタテ(よせる日)になる。午前中は各自が会所に支払いに訪れ、午後からは人足札やイケモリなどへの支払い(清算)を行う。以上のような定例の集会以外に区長の判断で臨時の集会を開くこともある。

村寄合いやイリヨヨセはすべて会所(現在は公民館)でひらかれる。月番は各戸に集会の連絡をするほか当日の昼食やアテ(肴)、茶菓子等の準備もする。戦前は寄合いの席でも区長・役員と地主が上座にすわり小作は下座といった序列があった。しかし現在は役員以外はほぼ年齢順で、年寄りを上座にすわらせ若い者は遠慮して下にすわるといふ。

四 村仕事と共有財産

荒蒔の全戸が行う作業としては、一月末の池さらい、田植え前のカワハリ(川掘り)、九月の道作りなどがある。池さらいは池の底土をさらって堤にあげ、とめ土にする作業で、年一回一月末から二の正月にかけて行う。カワハリは農業用水路や村の中の下水などの溝さらいで、やはり年一回五月四日前後に行われる。これは田植え前に川に水を通すために行われるといわれ、川からさらった泥は道の凸凹をならすのに使っていた。現在は道路が舗装になっているので泥は投棄している。道作りは収穫前の道路補修で、年一回、九月二三日(日待の時)に行われる。現在は農道の補修が中心である。この道作りに先立って九月中に各家で川の両ハラや池の堤の草刈りをする。荒蒔には山が全くないので田のノ

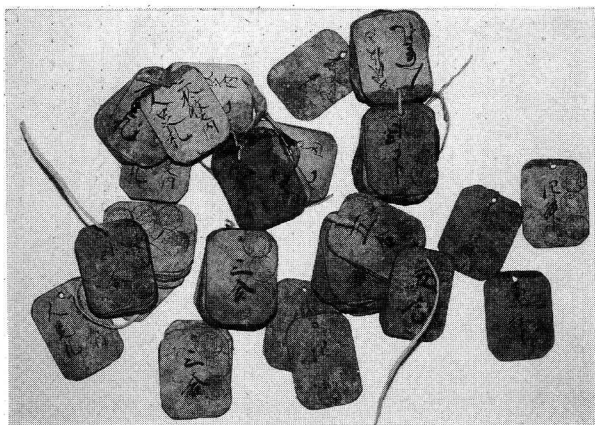


写真4 プフダ

ミチ（畔道）の草や池の堤の草（茅）はかつては大切な肥料、燃料だった。したがって草は田の持主の権利とされ、村仕事として道路の草刈りをする事はなかったといわれる。なお墓地の掃除は現在婦人会の奉仕活動として行われている。

こうした共同作業には村の全戸から各戸一名（ふつうは男）が参加するのが原則である。現在は非農家も増えているので、農道や用水など農家だけで行う作業と、公道や神社境内の清掃、下水の掃除など非農家も出て自治会として行う作業の二本立てになっている。どちらの場合も出席者に日当を支払うことはなく、ジュースやパン等の茶菓を出す程度で

ある。欠席の場合も出不足金をとくに徴収することはない。

これらの村仕事とは別に、荒蒔ではプフダ（歩札＝人足札ともいう）の支払われる仕事がある。プフダは村だけに通用する紙幣のようなもので、四合札、二合札、一合札、一升札などの等級がある。普段は区長が保管しており、村の仕事をした人に

はその程度に応じてこのプフダを渡しておく。そして村のイリヨセのさいに現在の米価換算で清算する。プフダを出す仕事には区長の使い番（隣村や石上神宮への届け物など）、トンド番（一人七合）、モグラ捕り（一匹につき四合）、石上神宮の祭りの人足（チョウウチンタテ）などがあるが、全戸がでる村仕事にはプフダは渡さない。またイケモリにはイリヨセの時に直接現金で支払うことになっている。

荒蒔の共有財産としてはノイケ（東池、北池）、会所（現在の公民館）、宮田・ケイチン田（現在は無い）、神社の境内・建物、薬師堂などがある。共有山のない荒蒔ではとりわけ池が重要な共有財産となっており、水利だけでなく池の周囲の堤防も採草地や開墾地として利用されていた。池のまわりの茅はかつては燃料として利用されたので、希望者の間で入札、またはくじびきはしていた。また堤防（二間幅）を開墾して小作地として各戸に貸し、麦・さつまいも・桃・柿などを作ったこともある。この小作料をイケバタネングとって各戸から村に納めていた。いずれも現在は全く行われていない。また池の漁業権も村の管理下であり、現在東池は養魚屋に売って村の収入にしている。北池は売りに出すこともあるが、売りに出さずに一〇月すぎにニゴシをすることもある。ニゴシとは池の水を切って村総出でジャコ捕りをするもので、ヨツデアミ・トアミ・ゴツカリアミなどを各自持寄ってとりあいをする。宮田（八畝と二畝）とケイチン田（一五坪）は宮座の座衆の田であったが戦後の農地解放でなくなった。なお伊勢講などには田はない。

ここで村の会計についてふれておきたい。各戸から村費（協議費）と

して徴収する額は以前は平等割(均等割)と資産割の二種類があった。資産割は各家の資産に応じて徴収するもので、当時は戸数割(どの家は「何戸もたせる」という)で等級づけしていた。しかし等級づけが難しくなったので数年前に廃止された。またこのほかに戦前まではクルミマイと称して各戸から米も集めていたという。現在は自治会費(各戸二五〇〇円)、宅地坪数割(坪当り五〇円)、実行組合費(平等割、反別割)と生活改善費(農地を宅地化した場合の負担金)を徴収しており、水利関係では吉野川分水の分担金が集められている。一方支出の内訳は、各種団体(老人会・婦人会・子供会)への補助金、校区費、神社費、電気・ガス・水道代、公民館維持費、役員報酬などで、実行組合関係では農道整備費、精米所管理費、イケモリ・水番や役員の報酬となっている。

(四) 寺堂と講

荒時の在来戸の宗旨は融通念仏宗(大念仏)と浄土真宗(西本願寺興正寺派)である。融通念仏の家は二五戸ほどで、全戸村内にある誠福寺(無住)の檀家である。誠福寺は現在無住となっているため南菅田の普賢寺住職が法要その他を執り行っている。一方浄土真宗の家は一〇余戸でその大部分は田井ノ庄にある光蓮寺の檀家である。このほかに田村の興照寺の檀家も二、三戸ある。会所脇にある会所寺は浄土真宗の説教師

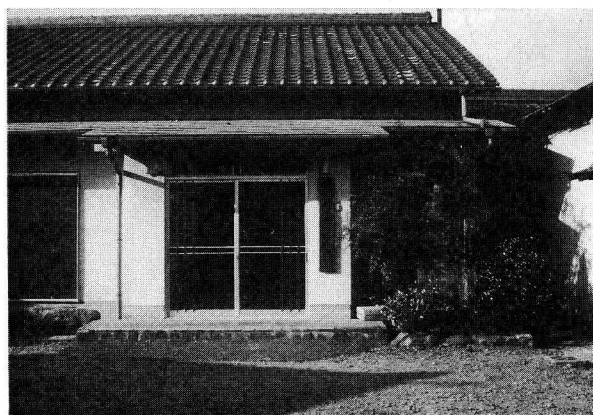


写真5 会所寺



写真6 墓地

で、行事は主としてここで行われている。本家分家はすべて宗派を共通にしている。大念仏の行事としては、三月一五日のネハンサン、三月十七日の彼岸講、五月八日のアマチャ、八月三日のハカマイリ(セガキ)、八月一三・一四・一五日の盆、九月一七日の彼岸講、一月のニョライサン、一二月一四日のオジュウヤなどがあり、そのほか毎月の先祖の命日(現在は一五日)には住職のエコウマイリがある。檀家の役職は総代二名と年番二名で、年番は一年交替で順番に務めることになっている。現在寺が無住になっているため、年番の役割は特に多くなっているという。浄土真宗の行事としては、三月一七日の彼岸、八月一〇日のハカマイリ、

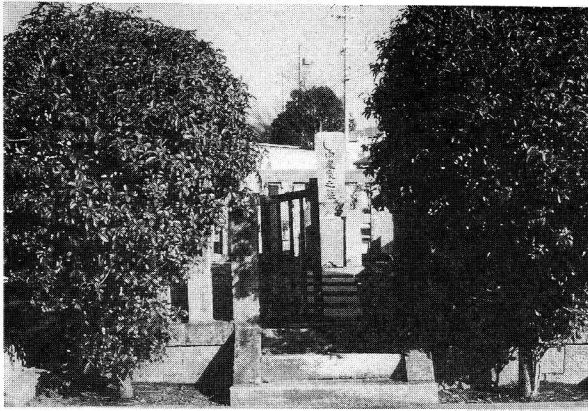


写真7 墓地の一区画

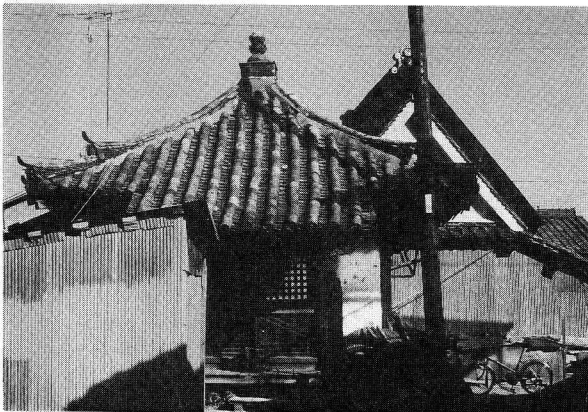


写真8 薬師堂

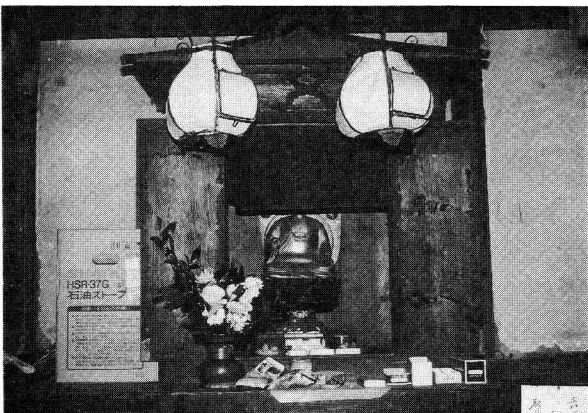


写真9 オダイシサマのマツリ

八月二日の修道、九月一七日の彼岸、一二月一三・一四日の報恩講、二月一〇日のサンニョウなどがある。

誠福寺の境内には寺バカと呼ばれる墓がある。ここは石塔が立つのみの墓とされてきたが、最近ここにも埋葬されていたことが明らかになった。しかしながら荒蒔の共同墓地はホンムラの北川の高等学校の近くのハッタギリとよばれる場所であり、ここに死体が埋葬されてきた。共同墓地は大正末期にこれを分割して、ホンムラの住民に分けた。平均して一坪から一坪半の面積であった。個人に分割してここにも石塔が建てられるようになった。かつては荒蒔では土葬であったが、戦後はほと

んど火葬になった。現在は墓参りはこの共同墓地に行くことになってい

る。また札場の所にある薬師堂では二月二一日と四月二一日にオダイシサマのおまつりが行われる。この日は希望者がキリコ(かき餅)を供え、そのお下がりの子供達に配る。堂の守りは近所の家が引受けている。この行事は今も行われている。

荒蒔では現在、伊勢講(一組)と庚申講(一組)が行われており、さらにアタゴサン、サンジョウサン(大峰さん)なども信仰されている。現在伊勢講は西ガイトだけで行われており、東ガイトにはかつてはあつ

たが、いまはない。西の伊勢講は一一戸で構成され、正・五・九の一五日に講員が順番にオヤ(宿)になって講を開いており、掛軸とサンヨウチヨウを順番に回している。庚申講は現在東ガイトの一二戸で行っており、西ガイトにもかつ

てはあったが、東ガイトより後にできたので、間もなく廃止になったという。現在東ガイトで行われている庚申講は、明治三〇年頃から続いている庚申講だという。伊勢講や庚申講の組織において注目すべきことは、東西の垣内ごとに講が組織されていることと、当番制によって講が行われていることである。このほかの講として、アタゴサンは火をともしトウロウを一日交替ではほぼ全戸に回している。これが回ってくると夕方勝手神社境内のアタゴサンにお参りして灯籠に火をともして拝み、翌朝次の家に回す。サンジョウサンマイリは「男に生れたら一度は行くもの」といわれ、先達に連れられて何人かの仲間でお参りする形が多かった。ただし荒時には講はなかった。なお、戦前までは五重（伝法）をしたオバアサンたちが念仏講（尼講）をつくって毎月一回集まっていた。しかし現在は全く行われていない。

これまで分析してきた荒時の村落組織の構造を要約すれば、以下の諸点をあげることができよう。第一は荒時の内部における東西の垣内の区分が、村落組織の構成において基本的な区分になっていることである。かつては東西に神社があったとされているのみならず、伊勢講や庚申講も東西で別々に組織されてきた。また戦時中から組織された班や最近つくられた葬式班も、基本的には東西の区分を前提として組織されている。こうした事実から荒時はきわめて双分的特質をもった村落と規定することができる。第二は、荒時の家々の構成をみると、村落規模が近世からほぼ四〇戸前後と安定しているにもかかわらず、構成する家々の変動はかなり激しいことである。この点において荒時はかなりの流動性を特

徴としているといえよう。さらに一五、六年前からの住宅団地の建設や最近におけるマンションの建設によって、新住民は今後ますます増加する傾向にある。これまで荒時は新住民に対して、これを受容する方向で対応してきたが、最近のマンション住民とは別の自治会を構成するなど、従来とは異なった対応がとられ始めている。新しい事態に対して、今後どのような対応が取られるかが、荒時の流動的性格との関連で注目される。第三は、荒時はかつてはきわめて階層差の激しい社会であったが、昭和初期からの上層の地主家の退転によって、階層差が縮小してきたことである。その変化を最もよく示しているのが昭和初期における宮座組織の再編成であり、荒時の宮座の構成戸が拡大されたことである。したがって現在の荒時は、伝統的な講の当屋制とともに区費の徴収方式や各種の当番制など、階層差の縮小にともなう変化によって、対等性をより強調する社会構造を特徴としているといえよう。

三二 直系型家族の構造

ここでは荒時の家族構成と婚姻形態についていくつかの資料から分析を進めておきたい。宮座は株座にせよ村座にせよ、対内的な対等性と対外的な排他性を特質とする神社祭祀組織であり、対内的対等性を実現する具体的な制度が交替で当屋をつとめる当屋制である。しかしながら、対等性は家々が長期的に安定して存続することが前提であり、そのためには世代を越えて存続する家族構造を形成することが宮座にとって必要

表2 荒時家族一覽(明治一〇年)

番号	氏名	家屋現在	家族人員		家族類型	世代数	夫婦組数	家成				主世帯	世帯主	年	婚	姻	神社	寺
			男	女				妻	男子	女子	子の妻							
一	東本多三郎	●●	五	二	直直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二	井上権三郎	●●	八	五	直直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
三	森杉 楢吉	●	六	五	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
四	山本 多七	●	六	三	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
五	中村椿之吉	●	五	一	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
六	井上久四郎	●	四	二	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
七	東田惣五郎	●	六	六	直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
八	中野 喜平	●	五	四	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
九	吉川弥平治	●	六	五	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一〇	南 竹治郎	●	三	三	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一一	山田 宇八	●	三	二	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一二	森口 亀吉	●	二	一	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一三	吉川 新七	●	一	四	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一四	中野梅三郎	●	一	三	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一五	中尾徳治郎	●	一	三	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一六	中田弥八郎	●	一	三	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一七	西谷新三郎	●	一	三	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一八	西谷 友蔵	●	一	三	直	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
一九	森杉伊之吉	●	三	四	直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二〇	寺内又三郎	●	三	四	直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二一	寺内 又七	●	一	四	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二二	中村 楢蔵	●	一	四	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二三	本田 平八	●	一	四	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二四	中西惣三郎	●	一	四	直	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二五	西本由太郎	●	三	七	直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺
二六	山本 精作	●	三	八	直	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	勝手	城福寺

番号	氏名	家屋	現在	家族		家族類型	世代数	夫婦組数	家				孫	弟	妹	成			主	世帯	年	婚		神社	寺
				人員	男				女	妻	男子	女子				子の妻	父	母				伯父	伯母		
二七	谷口 長平	●	三	三	二	夫	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四三	一七	V	荒	勝	興
二八	荒井 彦六	●	三	三	二	夫	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五八	一三	V	荒	勝	興
二九	荒井 伝治郎	●	三	三	二	夫	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三四	六	V	添	勝	興
三〇	南 藤三郎	●	二	二	三	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二	三	U	六	勝	城
三一	西本源太郎	●	二	二	三	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三一	一	U	荒	勝	城
三二	安田平四郎	●	四	四	二	夫	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三七	七	V	六	勝	興
三三	南 寅市	●	二	二	一	直	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二	八	V	添	勝	城
三四	巽 武平	●	二	二	二	直	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三四	四	V	宇	勝	城
三五	東城亀太郎	●	二	二	二	直	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四	二	V	平	勝	城
三六	駒井弥十郎	●	二	二	二	直	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三五	二	V	平	勝	城
三七	安田幸三郎	●	六	五	一	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二九	三	V	小	勝	興
三八	植田幸八郎	●	二	一	一	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七	〇	V	式	勝	光
三九	吉川甚次郎	●	二	五	一	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七	〇	V	小	勝	興
四一	岡田忠八郎	●	二	九	一	直	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三六	九	V	小	勝	城

注：「家屋」の●印は「建家台帳」（明治一〇年）記載の家屋。△現在▽は現在、荒時に居住する家。居住形態のVは夫方居住、Uは妻方居住、Xは両方とも養子。神社の「勝手」は勝手神社。

となる。この点からみれば、長男相続をはじめとして父子関係を基本とする直系型家族が、宮座の基礎をなす家族として最も適格的であると考えられる。これまで滋賀県のいくつかの宮座をもつ村落の家族について分析し、その直系家族的な構造を明らかにしてきた（上野和男 一九八七）が、ここでは荒時の家族についてこのような視点から分析したいと思う。荒時には家族の構造を分析しうる資料として、区有文書のなかにも『明治一〇年荒時村戸籍』『明治一〇年建家台帳』『昭和二五年戸籍簿』などがある。このうちとくに『明治一〇年荒時村戸籍』は、当時の荒時の家

族構成・婚姻・職業・神社・旦那寺などを詳細に明らかにすることができ、唯一の資料である。いまこれらの資料によって、荒時の伝統的な家族と婚姻の構造を分析してみよう。明治一〇年当時の荒時は、表2に示すように戸数四一戸、人口二〇一人であった。各家には「第〇番屋敷」のように、第一番屋敷から第四一番屋敷まで、四一の屋敷番号が記載されている（二〇番屋敷は二軒、四〇番屋敷は欠）。この四一戸のうち、現在まで荒時に存続している家族は、確認された限りでは約半数の一九戸（四六・三％）である。残りの二二戸はこの一〇〇〇年の間に絶家もしくは転

表3 明治初期の荒時の家屋状況

番	戸	番	地	地	主	持	主	本	家	面	積	屋	根
一		七二		井上権三郎	井上久治郎	坪	一八・八	瓦					
二		七三		井上権三郎	井上権三郎	合	三八・三・五	瓦					
三		二七五		東本 倉造	東本 倉造		七・	瓦					
四		一七二		山本 多七	山本 多七		二七・〇・三	瓦					
五		一七一		井上久四郎	井上久四郎		三一・八・五	瓦					
六		七五		東田 石松	東田 石松		二五・三	瓦					
七		一七〇		中野 喜平	中野 喜平		三四・六・八	瓦					
八		七六		吉川 新七	吉村弥平治		一一・五	瓦					
〇		一五九		巽 サヨ	巽 サヨ		二〇・八・八	瓦					
一		一六三		東城亀太郎	森口亀太郎		二四・一・八	瓦					
二		七七		吉川 新七	吉川 新七		三八・五	瓦					
三		一五二		片岡 安平	中野梅三郎		二九・八	瓦					
四		一五一		中尾徳治郎	中尾徳治郎		三九・二	瓦					
五		七八二		中尾徳治郎	中尾 晴			瓦					
六		一五八		東城亀太郎	西谷 友蔵		一二・四	瓦					
一六	内	一五八		東城亀太郎	西谷新二郎		八・二・五	瓦					
一七		一五七		森杉伊之吉	森杉伊之吉		一〇・八	瓦					
一八		一六〇		中尾徳治郎	中村 権蔵		一三・七・五	瓦					
一九		一一一		荒井 権吉	中西惣三郎		八・四	瓦					
二〇		一五六		寺内亀太郎	寺内亀太郎		三五・一・〇	瓦					
二一		一五九		中尾徳二郎	本田 平八		一六・	瓦					
二二		一六三		西本由太郎	西本由太郎		二八・九・八	瓦					
二四		一六三		西田新十郎	西田新十郎		四一・四	瓦					
二五		一六三		山本 権吉	山本 権吉		三〇・	瓦					
二六		一六五		谷口 長平	谷口 長平		一八・	瓦					
二七		一五六		荒井藤治郎	荒井 捨吉		一二・八・八	瓦					
二八		一五三		荒井藤治郎	荒井藤治郎		二九・七・〇	瓦					
二九		一五四		西本源太郎	南 サワ		一七・五・五	瓦					
三〇		一五四		西本源太郎	西本源太郎		一九・五	瓦					
三一		一五四		西本源太郎	西本源太郎			瓦					

出によって姿を消したことになる。すでに表1で示したように現在の荒時の四五戸のうち、『明治一〇年戸籍』に記載の家族は一九戸(四二・二%)である。いずれにしても約半数近くの家がこの間に交替していることになり、戸数のうえでは安定的に思える荒時も、かなりの流動性をもっているといえよう。荒時の四一戸の平均の家族人員は四・九〇人である。これは日本の家族の平均家族人員(たとえば一九二〇年の第一回国勢調査による普通世帯の平均人員四・八九人)にほぼ等しい規模である。つぎに員数別の家族数をみると、荒時では単身世帯は一戸で、一〇人家族が最もおおきい家族であったが、大部分の家族は四人から六人の間に集中している(表4)。さらに家族の規模を同居家族の世代数でみると、全体的には二世代家族が五一・二%、三世代家族が四六・三%で、この両者が約半数ずつを占めている。三世代家族が約半数をしめていることは、荒時の家族の基本形態が直系家族であることを示唆しているといえよう(表5)。そこで家族類型別に荒時の家族をみると(表6)、やはり直系家族が六〇・九%に及んでおり、この家族類型が荒時の家族の基本類型であることを確認できる。

三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八
一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五〇	一六六三
岡田 忠八	植田幸八郎	植田幸八郎	安田幸三郎	吉川 新七	東城亀太郎	東城亀太郎
岡田 忠八	安田 直吉	植田幸八郎	安田幸三郎	北嶋 饒八	東城亀太郎	東城亀太郎
三三・三・二	一一・五	二四・九・四	二一・	一五・二	一六・二	三六・九・〇
瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦

(資料「建家台帳」〔明治一〇年?〕)

表5 世代別家族数

員数	家族数	%
1	1	2.5
2	21	51.2
3	19	46.3
4	0	0.0
計	41	100.0

表4 員数別家族数

員数	家族数	%
1	1	2.4
2	2	4.9
3	3	7.3
4	10	24.4
5	9	22.0
6	14	34.2
7	0	0.0
8	1	2.4
9	0	0.0
10	1	2.4
計	41	100.0

表6 家族類型別家族数

類型	家族数	%
单身	1	2.5
夫婦	15	36.6
直系	25	60.9
計	41	100.0

表7 続柄構成

続柄	実数	千分率	全国
1 戸主	41	1000.0	1000.0
2 配偶者	36	878.0	799.0
3 配偶者の血族	0	0.0	10.7
4 子	80	1951.2	1892.0
5 子の配偶者	0	0.0	122.3
6 孫	0	0.0	240.0
7 孫の配偶者	0	0.0	2.7
8 曾孫	0	0.0	3.1
9 父	7	170.7	69.9
10 母	19	463.4	194.5
11 兄弟	4	97.5	59.5
12 姉妹	10	243.9	52.8
13 兄弟姉妹の配偶者	0	0.0	6.7
14 甥姪	0	0.0	27.1
15 祖父母	0	0.0	14.8
16 伯叔父母	2	48.8	5.9
17 伯叔父母の配偶者	0	0.0	0.3
18 従兄弟姉妹	0	0.0	2.2
19 甥姪の配偶者	0	0.0	0.4
20 姪孫	0	0.0	0.5
21 従祖祖父母	0	0.0	0.1
22 兄弟姉妹の配偶者の血族	0	0.0	0.1
23 その他	2	48.8	
計	201	4902.4	

(全国平均および都市平均の数値は1920年、戸田貞三1937による)

つぎに荒蒔の家族の内部構成を分析してみよう。表7は家族人員の続柄別構成を千分率によって示したものであり、また表8は続柄を大分類してこれを示したものである。比較として掲げた数値は、一九二〇年の国勢調査の結果にもとづいて戸田貞三(一九三七)が示した全国平均の数値である。全体的にみれば荒蒔の家族は戸主夫婦とその子供の割合、つまり核家族的構成者の比率は七八・一％で、家族構成は全国平均と比較すれば、やや複雑な様相を呈しているといえよう。より詳細に検討すれば、荒蒔の家族の続柄構成の特徴はつぎの三点に要約できる。第一は父母の比率が極めて高い(父母とも全国平均の約二・四倍)が、子の配偶者・孫は皆無であり、直系家族を基本にしながらも家族の縦の世代的

な広がりがありきわめて限定されていることである。これは四世代家族が全くないことにも示されている。第二は兄弟姉妹・伯叔父母など傍系親族の比率がかなり高いことである。しかしながら甥姪が全くないことからも明らかのように、家族の横の広がりも限定的である。第三は、家族の配偶者の血族が全く含まれていないことである。なお荒蒔の当時の家族には家族員ではないが厄介が二人含まれていた。続柄構成に関連して、同一家族内における複数夫婦の同居をみると、夫婦を欠く家族が五戸(二二・二％)、一組が三三戸(八〇・五％)、二組が三戸(七・三％)となっており、二組以上の夫婦の同居はきわめて少ない。複数夫婦の同居はすべて親と子供夫婦の同居である。

表8 続柄構成(大分類)

続柄	実数	%	全国
1 戸主夫婦とその子供	157	78.1	81.9
2 ①以外の直系親とその配偶者	26	12.9	14.4
3 傍系親族とその配偶者	16	8.0	3.5
4 配偶者の血族	0	0.0	
5 その他	2	1.0	
合計	201	100.0	100.0

(全国平均の数値は1920年、戸田貞三1937による)

表10 婚姻居住形態

区分	実数	%
夫方居住婚	30	76.9
妻方居住婚	5	12.8
両養子	4	10.3
合計	39	100.0

表9 通婚圏

区分	実数	%
荒時内	4	10.3
山辺郡内	12	30.8
大和国内	15	38.5
大和国外	5	12.8
(不明)	3	7.7
合計	39	100.0

表11 夫婦年齢差

区分	年齢差	実数	%
夫年上	21歳以上	0	0.0
	16—20歳	2	5.1
	11—15歳	3	7.7
	6—10歳	8	20.5
	1—5歳	17	43.6
同年上	1—5歳	2	3.9
	6—10歳	6	15.4
	11—15歳	1	2.6
	11—15歳	3	0.4
合計		39	100.0

以上の家族構成の分析から、荒時の家族は四〜六人で構成する二世代ないし三世代の、比較的規模が限定された直系家族がその基本的形態であるといえよう。

つぎに荒時の婚姻形態について分析してみよう。明治一〇年当時、夫妻とも健全な三九組の夫婦について、まずその婚姻の地域的範囲をみると、荒時の村内どうしで結婚した夫婦は四例(一〇・三%)で、村内婚の比率はきわめて低く、荒時では村内婚は一般的ではなかったといえよう(表9)。これに対して山辺郡内の通婚や、大和国内の通婚はそれぞれ三〇・八%、三八・五%ときわめて高い比率を示している。山辺郡内の通婚ではとくに近隣の上之庄村、六条村、小路村などとの通婚がめ

だつ。これに対して荒時に隣接する平等坊、岩室、稲葉などとの通婚は皆無である。つまり隣接の村落ではなく、やや離れた村落との通婚が荒時では多いといえよう。総じて荒時の通婚圏は、奈良盆地の範囲内に限定されているとみてよいであろう。つぎに婚姻居住形態についてみると、夫方居住婚が七六・九%で最も多く、妻方居住婚、すなわち聶養子は二・八%、夫妻とも養子どうしの結婚が一〇・三%となっている(表10)。このことから荒時の婚姻居住形態は基本的に夫方居住であるといえる。しかしながら聶養子や両養子もかなり多い。とくに両養子は子供がでない場合に親族の女性を養子として迎え、この女性にさらに聶を迎える形であり、これが荒時では家の世代的連続にあたってかなり認められる。

こうした場合、聶養子の姓がその後の姓として用いられる例が多い。したがって荒時では本家分家でも姓が異なる例がある。さらに夫婦の年齢差についてみると、夫よりも妻の方が年齢が高い姉女房婚の比率は、三〇・八%とかなり高い数値を示していることが注目されるが(表11)、この理由は明らかではない。以上に見たように荒時の婚姻は、婚姻形態としては嫁入婚を基本としながらも、農家としての世代的連続性の必要から、男子が出生しない場合に聶養子や両養子がかなり取

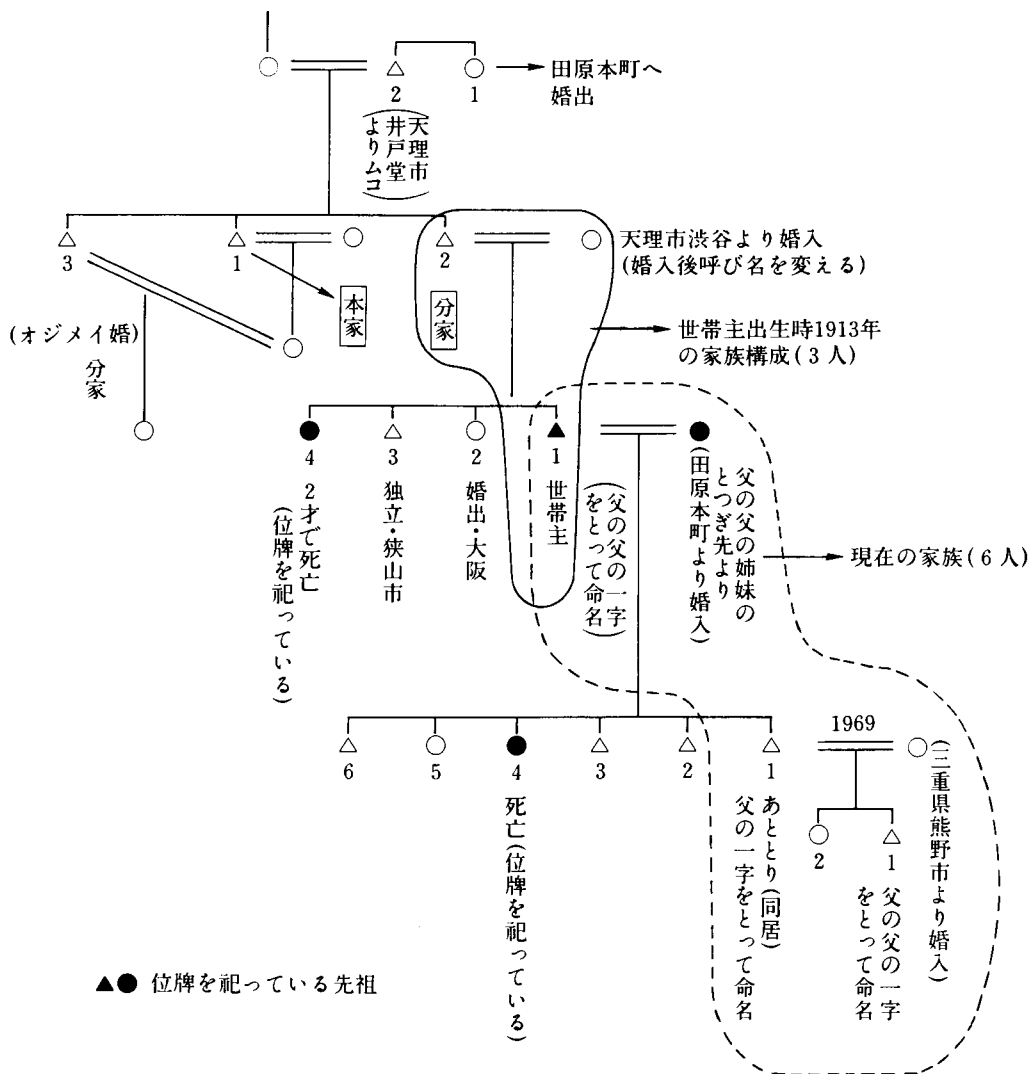


図2 荒蒔の家族の事例1

入れられているといえよう。

『明治十年荒蒔村戸籍』によってこれまで荒蒔の家族と婚姻の構造を分析してきたが、結論的にいえば、荒蒔の家族は嫁入婚を基本とする直系型家族の特徴を典型的にもつ家族であると規定することができる。直系型家族は安定的な世代的連続を確保しうる構造の家族であり、こうした家族は長期的な対等性をめざす、宮座の基礎をなす家族として最も相応しい家族であると考えられる。こうした荒蒔の家族の構造を現在の二つの家族の事例に即してさらに検討してみよう。

第一の事例(図2)は、現在の世帯主の父の世代で分家した事例である。荒蒔では一般に本家をオモヤ、分家をインキョとよぶ。本家から財産を分与して成立する分家がインキョであり、この家はインキョとよばれている。しかし財産を分与しない分家はインキョと区別してドクリツと呼ばれる。荒蒔ではすでに述べたように、本家分家関係は最大五戸、多くは二〜三戸の関係であり上下関係に乏しく、姓が異なる例もしばしばある。このような本

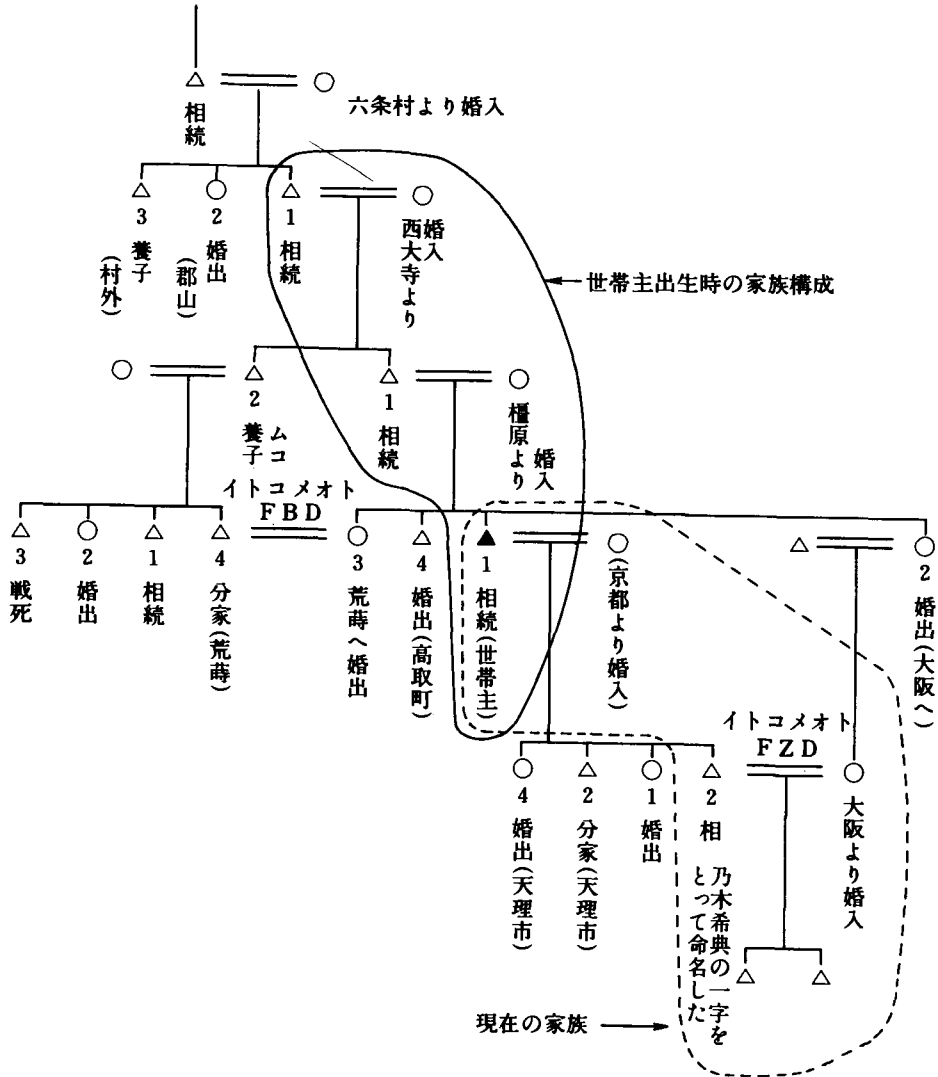


図3 荒時の家族の事例2

家分家関係は、上下的な同族組織とは異質のものであり、本家分家関係独自の機能も持たない。この家族の場合も本家分家の関係にあるのは、直接の本家のみである。

図2に示す家族は、現在世帯主夫婦、息子夫婦と孫の六人で構成される典型的な三世代直系家族である。世帯主の出生時の家族はたまたま夫婦家族であったが、荒時ではすでにみたように直系型家族が家族の基本形態である。この家族の婚姻ではオジメイ婚と第二イトコ婚が見られることが注目される。オジメイ婚はかつて東北地方の農村においてかなり頻繁に行われてきたことが確認されているが、荒時でもこの一例が確認された。このオジメイ婚は本家を相続した兄の娘と結婚した例であり、この夫婦はそのうち荒時に分家している。荒時には村内婚の比率は低いがこのような血縁婚はしばしば行われてきたようである。またこの家族における個人名の命名法で注目されるのは、世帯主とその息子、および孫が、父の名前の一字もしくは祖父の名前の一字を継承して命名されていることと、「嫁名」の存

在である。父や祖父からの名前の継承は父系的な祖名継承法の一つであり、これも直系型家族の特徴である。また「嫁名」は婚入した嫁の名を婚家の方で変えるものであって、荒時ではかつてこのような例がしばしば見られたという。この場合、この嫁の名が婚家の近い親族にいて類別の必要上変えたわけではなかったが、結婚後、父が名前を変えたいらしい。嫁名が使われるのは婚家とその関係者の間であり、嫁の実家では「○○ちゃんよう帰ってきたなあ」などと元の名で呼ぶという。このような嫁名は滋賀県の農村にも見られる(上野和男 一九八二)が、やはり嫁や嫁の実家の地位の低さや、嫁が夫の家に婚入されることを強調する命名法であり、これもまた直系型家族の特徴をなすものである。この家族の祖先祭祀をみると、この家族では一九五二年に始めて仏壇を買ったという。これは親戚の人が「おまえのとこ仏壇がないのはけしからん」といって、買わせられたのだという。ここには、「家には先祖が祀られていなければならぬ」という観念が強く認められる。この当時は幼い時に死んだ世帯主の姉妹の位牌だけを祀っていたが、現在では父母・姉妹・子の四人の位牌を祀っている。墓は共同墓地にある。このようにこの家族は家族構成、祖名継承法、祖先祭祀のいずれにおいても、直系型家族の特徴を強く保持していると考えることができる。

図3に示す家族も基本的に同じ傾向をもっている。この家族の世帯主の出生時(一九一五年)の家族構成は父母、祖父母、本人の五人であり、また現在の家族構成は世帯主夫婦、子供夫婦、孫の六人であって、いずれも典型的な直系家族である。この家族と同姓の家は荒時に二戸あり、

この家が本家で二軒はこの家からの分家である。分家はこの家の西に位置している。これは「本家よりも東に分家を出したら本家が没落するから」という。この家族の婚姻にはイトコモオトとよばれるイトコ婚が二例ある。ひとつは父の兄弟の娘との婚姻であり、分家が本家の娘と結婚する形態である。いまひとつは父の姉妹の娘との婚姻であり、婚出した女性の娘との結婚である。図2に示した家族にも二例の血縁婚があったから、荒時ではイトコ婚もかなり行われてきた可能性がある。この家族における命名法にも「嫁名」が認められるが、祖名継承法はない。またこの家族は浄土真宗興正寺派に属するので、位牌は祀られていない。全般的にみてこの家族も直系型家族の特徴を濃厚にもつ家族であるといえよう。

四 宮座組織とその変化

(一) 勝手神社

荒時の現在の氏神はホンムラの西部にある勝手神社である。『神社明細帳』によれば、勝手神社には鬘受命と少彦名命が祀られ、氏子数は四人、祭儀は一〇月三日のほかに、二七の年中恒例祭儀がある。境内神社には石上神社(祭神・石上大神)、葛神社(祭神・葛大神)の二つがあり、また境内の主要建物として観音堂、じゅうらく堂があると記されている。勝手神社の境内は現在ほぼ図4に示すようになっている。正面左右二つの部分からなる拝殿の奥に本殿がある。本殿中央には、左に西

の大宮とされる子守社、右に東の大宮とされる勝手社があり、それぞれの脇には末社とされる葛神社（西）と石上社（東）が祀られている。拜殿左には観音堂があり、石の観音が祀られ、また右側の手前にはじゅうらくとよばれる堂がある。拜殿は十年前前にたてられた新しい建物である。現在はこのような構成をしめす荒蒔の氏神も近世中期、一八世紀初頭までではかなり事情が異なっていたようである。吉村公男・羽田野由憲（一九八七）によれば、現在勝手神社のある地はかつては観音堂の場所であり、この観音堂も一六六七年（寛永七年）になって始まったものだ

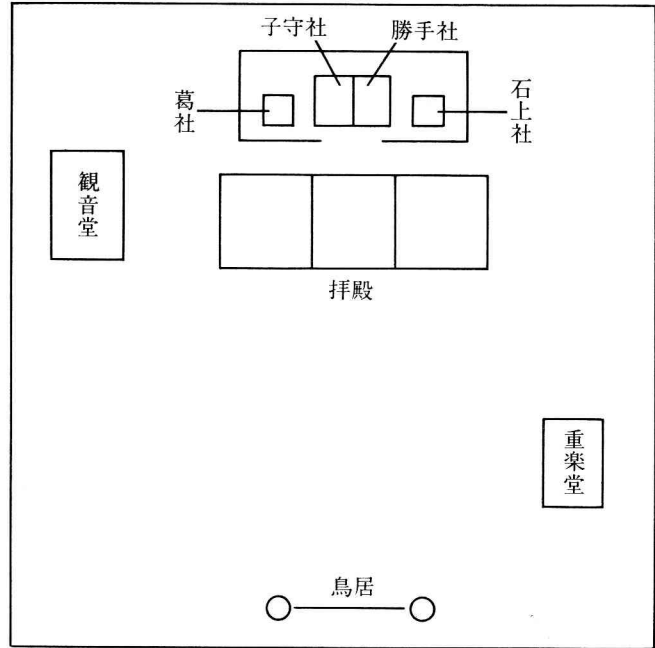


図4 勝手神社略図

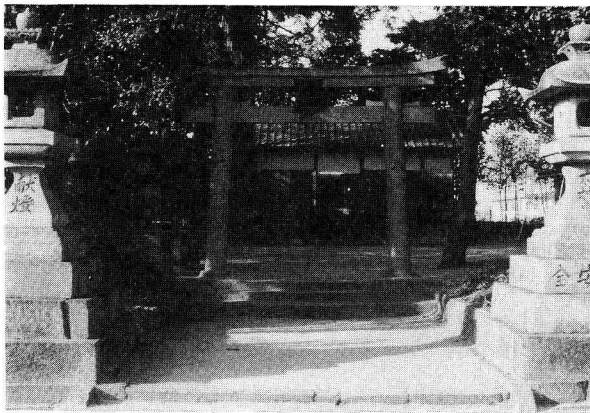


写真11 勝手神社

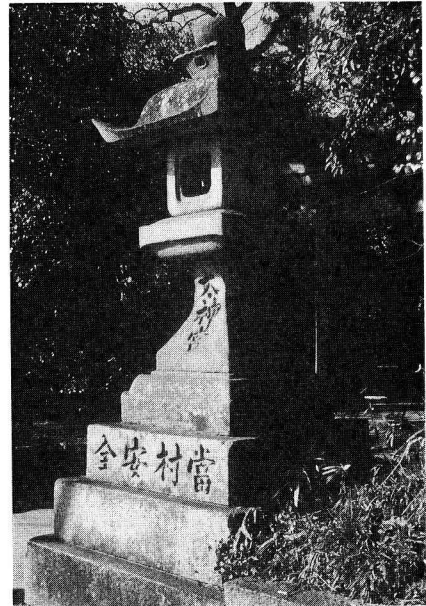


写真10 勝手神社燈籠
(文政13年)

という。東西の大宮はかつてはそれぞれ東西の垣内に別々に祀られていたが、一七〇一年（元禄四年）から一七〇九年（宝永六年）にかけて、最初に東の大宮が観音堂の東に移転し、つづいて西の大宮がおなじく観音堂の西に移転して、観音堂の境内に東西の両社が集められたという。⁽⁴⁾その後、東西の大宮が現在のようになり、さらにまとめられて合祀さ

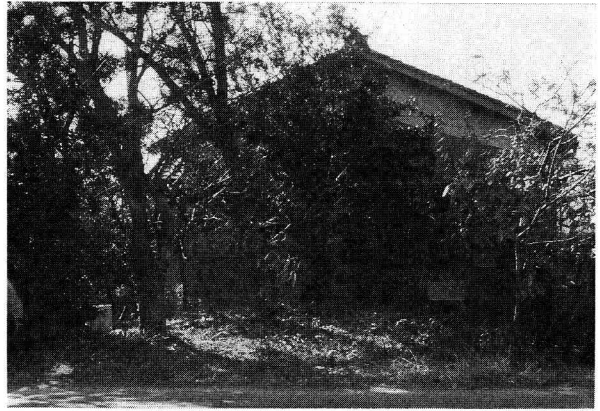


写真12 野神



写真13 的場社

れたものと考えられる。移転前の西の大宮は、現在の勝手神社からやや西の「西ノ宮」という字にあったと推定され、また東の大宮はホンムラの東端の野神の位置にあったと伝承されている。つまり現在の地に集合させられる以前は、東西の垣内ごとに氏神が祀られていたのであり、この点において荒蒔は、かつて村落組織と同様に神社祭祀においても双分的な構造をもっていたと推測される。このことは集合直前の一六八四年(天和四年)まで、『宮座年代記』に記載の当屋が毎年二名であったことに関連すると思われる(吉村公男・羽田野由憲 一九八七:九一)。しかしながら、現在の荒蒔の宮座組織には双分的構造はまったく見ること

とができない。現在双分制の痕跡をとどめているのは、子守社・葛社(西)と勝手社・石上社(東)の祭神の配置のみである。

(二) 宮座組織

宮座は基本的には村落を構成する家族を単位とする祭祀組織であるが、当屋をつとめるのはその家族のなかの特定の個人である。したがって宮座の構成員については、家族と個人の二つのレベルからこれを分析することが必要である。

① 現在の宮座組織

表1に示したように、荒蒔の宮座(これを荒蒔では「座衆(ザアシユウ)」という)を構成するのは、現在二四戸である。このうち旧座は九戸、新座は一五戸である。「旧座」とは一九三六年(昭和十一年)の制度改正以前から宮座を構成していた家々をいい、「新座」とはその後、漸次新たに宮座に加わった家々を指している。いずれもホンムラの住民のみに限定されている。しかしながら荒蒔の現在の戸数は四五戸を数えるから、未だに二一戸が宮座に加わっていないことになる。宮座に加わっていない家々は、主として新しい分家と転入戸である。すなわち荒蒔の宮座は確認し得る限り今日にいたるまで、村のすべての家々を組織していない。この意味で荒蒔の宮座は一貫して株座として組織されてきたといえる。

座衆のなかの役としては現在、当家、後当家、ケイチン当番、村神主の四つがあり、このほかに五人衆がある。座衆のなかでその年一年間当

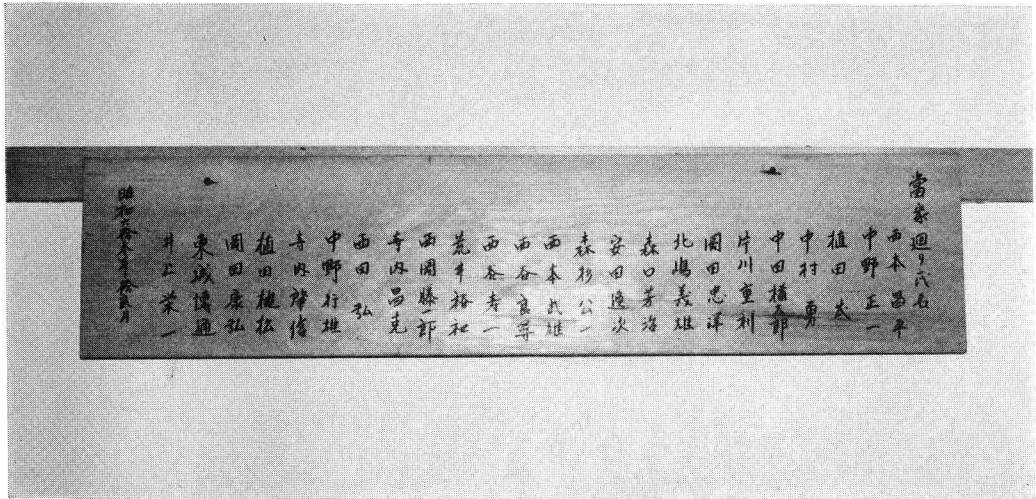


写真14 当廻り氏名（勝手神社）

番をつとめる家を当廻り氏名（トリーヤ）とい、翌年当廻りをつとめる家を後当廻り（アトドリーヤ）とい。いずれも毎年一軒ずつがこれにあたる。後当廻り家は当廻り親族の死亡などによって当廻りをつとめることができない場合には、かわって当廻りをつとめる。ケイチン当廻りは一月十二日に行われるケイチンと呼ばれる行事の当廻りである。この当廻りは当廻りとは別の順序で座衆の中をまわる。村神主は荒蒔の神

社祭祀の総括者であり、祭祀の全般的な執行にあたるとともに、文書を保管し神社の会計を管理する。一年交替を原則としているが、現在の村神主は五年以上村神主の役をつとめている。祭祀に来る石上神社の職業神主と区別して、村の神主という意味で村神主と呼ばれる。村神主はたとえば秋祭にあたっては、当廻りともに水取りにでかけ、また当廻り家の前に神のお旅所であるヤカタやしめ縄を作る。五人衆は座衆のなかの年齢の上の者五人をいう。秋祭には一般の座衆の紋付・羽織・袴と異なっている。これが荒蒔の現在の宮座組織の概要であるが、こうした組織にいたるまでに、とくに大正末期から昭和初期にかけてかなり劇的な変化をとげている。そこでこの時期を中心に、荒蒔の宮座組織の変容につき検討してみよう。

② 旧座

荒蒔の座衆のうち、一九三六年以前から座衆であった家が旧座である。『明治四三年改冊荒蒔村宮座宮帳』に「座主家統ノ譲渡ハスカラスベシ」と記述されていることは、このような独占的祭祀をよく示している。かつては旧座が勝手神社の祭祀を特権的に独占していた。旧座は一〇戸ないし九戸であるから、荒蒔のほぼ四分の一の家々のみが座衆を構成していたことになる。いま『宮座宮帳』『村社勘定帳』などの資料から、一九一三年（大正二年）以降、今日に至るまでの荒蒔の当廻り、ケイチン当廻り、村神主を示せば表12の通りである（村神主については一部しか記載がない）。

当廻りについてまずみれば、一九三六年の当廻りまでが旧座である。順序

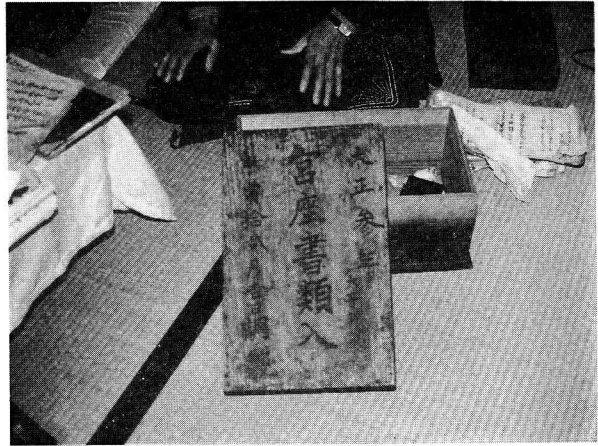


写真15 宮座書類入(村神主文書)

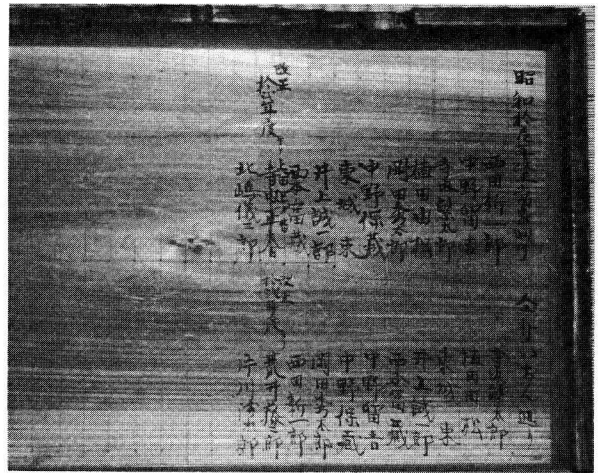


写真16 宮座書類入に記載の座衆名

は一九一七年の中尾徳郎左衛門にはじまり一九二六年の西本由太郎で終わる一〇戸、一九二七年の中尾徳郎左衛門にはじまり一九三六年の西本富太郎で終わる一〇戸の順序に明確にあらわれている。この二回の順序はほぼ同じである。この一〇年間で当家は一巡することになる。新座の加入が一九三七年から開始されたのは旧座の一巡を待っていたからであった。一〇戸の当家の順序は、規則性をもって回っているといえる。ただし一九二二年の例にみるように、当家に不測の事態(おそらく家族の死亡)があったときには後当家が当家をとめるから、順序はやや前後することになる。こうした場合、当家は忌みがあけた翌年に、つとめら

ら五〇等級まで細分されている。荒時の当時の三〇戸は表にみるように分布している。この表から明らかなことは、第一に荒時には一〇等級までに含まれる家が五戸を数える一方、四九、五〇等級の家も九戸を数え、階層分化がかなり著しかったことである。このような著しい階層差を背景として荒時には株座的な宮座組織が維持されていたものと考えられる。第二は旧座と新座とを対比しながら各家の等級をみると、旧座は一等級から三五等級の家々であり、新座は四七等級から五〇等級の家々であった、旧座と新座の階層差が明確であることである。旧座が新座の等級を下回る例は皆無であり、旧座はいわば荒時の上層の家であり、新座は下

れなかった期間だけ当家をとめる。この方法は現在でも同じである。つぎに順番で当家をとめるときは、元の順序に戻る。このように一〇戸の旧座の順序は規則性をもっているが、この順序に決定された根拠は明らかでない。家の並び順ではないし、あるいはまた当主の年齢順でもないのである。旧座一〇戸のうち、中尾はその後転出して座衆をぬけたので、以後旧座は九戸となって現在にいたっている。旧座を構成する家々はそのような家であろうか。表13は『明治二七年山辺郡二階堂村貧富等級表』によって、旧座と新座がどのような等級の家であったかを見たものである。等級表はそれぞれの家を何戸分の家であるかを換算してしめしており、一等級か

表12 荒時宮座当屋・村神主・ケイチン当屋

年次	当	家	村	神	主	ケ	イチ	ン
一九三(大正二)	中野	保藏	西田	久四郎	西本	増太郎		
一九四(大正三)	東城	東	上田	由松	岡田	秀太郎		
一九五(大正四)	井上	芳太郎	寺田		吉川			
一九六(大正五)	西本	芳太郎	中野	円口	西田	龜太郎		
一九七(大正六)	中尾徳郎右衛門		井上	辰造	寺内	龜太郎		
一九八(大正七)	西田	久次郎	西本	芳太郎	植田	由松		
一九九(大正八)	中野	留吉	東城	辰三	西谷	藤一郎		
一九〇(大正九)	寺内	龜太郎	井上	辰三	西谷	正春		
一九一(大正一〇)	植田	芳松	中尾	芳太郎	西谷	由次郎		
一九二(大正一一)	岡田	秀太郎	西本	芳太郎	西谷	徳太郎		
	東(九月より東城)		西本	芳太郎	西谷	徳太郎		
一九三(大正一二)	東城	九月より岡田	西本	芳太郎	寺内	正春		
一九四(大正一三)	中野	保造	西本	芳太郎	東城	堅一		
一九五(大正一四)	井上	辰造	中野	留吉	井上	栄一		
一九六(大正一五)	西本	由太郎	中野	留吉	井上	栄一		
一九七(昭和二)	中尾徳郎左衛門		東城	由松	東城	堅一		
一九八(昭和三)	西田	新一郎	東城	由松	東城	堅一		
一九九(昭和四)	中野	留吉	東城	由松	東城	堅一		
一九〇(昭和五)	寺内	繁太郎	東城	由松	東城	堅一		
一九一(昭和六)	植田	由松	東城	由松	東城	堅一		
一九二(昭和七)	岡田	秀太郎	東城	由松	東城	堅一		
一九三(昭和八)	中野	保藏	東城	由松	東城	堅一		
一九四(昭和九)	東城	保藏	東城	由松	東城	堅一		
一九五(昭和一〇)	井上	誠一郎	東城	由松	東城	堅一		
一九六(昭和一一)	西本	富太郎	東城	由松	東城	堅一		
一九七(昭和一二)	中野	留吉	東城	由松	東城	堅一		
一九八(昭和一三)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九九(昭和一四)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九〇(昭和一五)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九一(昭和一六)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九二(昭和一七)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九三(昭和一八)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九四(昭和一九)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九五(昭和二〇)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九六(昭和二一)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九七(昭和二二)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九八(昭和二三)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九九(昭和二四)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九〇(昭和二五)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九一(昭和二六)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九二(昭和二七)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九三(昭和二八)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九四(昭和二九)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九五(昭和三〇)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九六(昭和三一)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九七(昭和三二)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九八(昭和三三)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九九(昭和三四)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九〇(昭和三五)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九一(昭和三六)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九二(昭和三七)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九三(昭和三八)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九四(昭和三九)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九五(昭和四〇)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九六(昭和四一)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九七(昭和四二)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九八(昭和四三)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		
一九九(昭和四四)	西田	富藏	東城	由松	東城	堅一		

一九三九(昭和一四)	中田	留吉	中田	留吉	中田	留吉		
一九四〇(昭和一五)	片川	浅次郎	片川	浅次郎	片川	浅次郎		
一九四一(昭和一六)	中田	民次郎	中田	民次郎	中田	民次郎		
一九四二(昭和一七)	岡田	作次郎	岡田	作次郎	岡田	作次郎		
一九四三(昭和一八)	北島	儀三郎	北島	儀三郎	北島	儀三郎		
一九四四(昭和一九)	森口	由太郎	森口	由太郎	森口	由太郎		
一九四五(昭和二〇)	安田	市治郎	安田	市治郎	安田	市治郎		
一九四六(昭和二一)	森本	光治	森本	光治	森本	光治		
一九四七(昭和二二)	西谷	由次郎	西谷	由次郎	西谷	由次郎		
一九四八(昭和二三)	西谷	藤一郎	西谷	藤一郎	西谷	藤一郎		
一九四九(昭和二四)	西谷	正春	西谷	正春	西谷	正春		
一九五〇(昭和二五)	西谷	寿一	西谷	寿一	西谷	寿一		
一九五一(昭和二六)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五二(昭和二七)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五三(昭和二八)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五四(昭和二九)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五五(昭和三〇)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五六(昭和三一)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五七(昭和三二)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五八(昭和三三)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九五九(昭和三四)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六〇(昭和三五)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六一(昭和三六)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六二(昭和三七)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六三(昭和三八)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六四(昭和三九)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六五(昭和四〇)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六六(昭和四一)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六七(昭和四二)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六八(昭和四三)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		
一九六九(昭和四四)	西谷	新一郎	西谷	新一郎	西谷	新一郎		

荒井	植田	中田	中田	森口	片川	荒井	西田	岡田	中野	中野	井上	東城	寺内	安田	西谷	西谷	西谷	岡田	北島	森本	西谷	中野	植田	中田	中田	森口	荒井
榎解	由太郎	民次郎	民次郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎	由太郎

年次	当	家	村	神	主	ケ	イ	チ	ン
一九七〇(昭和四五)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七一(昭和四六)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七二(昭和四七)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七三(昭和四八)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七四(昭和四九)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七五(昭和五〇)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七六(昭和五一)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七七(昭和五二)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七八(昭和五三)	西田	逸治				西本	武雄		
一九七九(昭和五四)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八〇(昭和五五)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八一(昭和五六)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八二(昭和五七)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八三(昭和五八)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八四(昭和五九)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八五(昭和六〇)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八六(昭和六一)	西田	逸治				西本	武雄		
一九八七(昭和六二)	西田	逸治				西本	武雄		

表13 荒蒔宮座のメンバーと階層

等級	換算	戸数	宮座	等級	換算	戸数	宮座
1	130戸	1	●(絶)	28	13	0	
2	95	0		29	12.5	0	
3	80	1	●	30	12	0	
4	70	1	△	31	11.5	2	●●
5	60	0		32	11	0	
6	50	0		33	10.5	0	
7	45	0		34	10	0	
8	40	1	△	35	9.5	1	●
9	36	0		36	9	0	
10	34	2	●●	37	8.5	0	
11	31	0		38	8	1	△
12	30	0		39	7.5	0	
13	27.5	0		40	7	1	△
14	25.5	0		41	6.5	0	
15	23.5	0		42	6	0	
16	21.5	1	●	43	5.5	0	
17	20.5	0		44	5	0	
18	20	2	●●	45	4.5	1	△
19	19.5	0		46	4	0	
20	19	0		47	3.5	2	○△
21	18.5	0		48	3	0	
22	17.5	2	△△	49	2.5	6	○○○○△△
23	16.5	0		50	2	3	○○○
24	16	0					
25	15.5	0					
26	14.5	0					
27	13.5	2	△△				
				合計		30	

註：一九一三年～一九二七年は『大正甲寅参年五月五日調村社勘定帳』、一九二八年～一九四八年は『昭和拾壹年拾貳月改册荒蒔村宮座管帳』、一九四九年～一九五九年は『昭和拾壹年拾貳月改册正座主管事』、一九六〇年以降は『当家廻り氏名』による。

中野	東城	岡田	寺内
野	博	康	肇
一	通	弘	信
			雄
中野	西本	井上	東内
	行	利	博
	雄	一	通
			信

註：等級は『明治27年度山辺郡二階堂村貧富等級表』による。●旧座、○新座、△は絶家・転出。

層の家であった。⁽¹⁰⁾つまり荒蒔の宮座は上層の家々によって構成されていたことがこの表から明らかである。旧座に混じって、あるいは旧座と新座の間にかんりの転出戸が位置していることも注目されなければならないであろう。これらの家々はいづれ転出したかはすべてについて明らかではないが、結果として中間層が荒蒔村から転出したことは、新座の加入や現在の荒蒔の社会構造との関連で注目されてよいであろう。

つぎに土地の所有関係との関連で荒蒔の宮座組織を考察すれば、すでに述べたように、旧座を構成していた家々は地主階層および自作農階層であった。つまり等級表の上層の家は地主もしくは自作農であったのである。昭和初期までの荒蒔村の構成は地主三戸、自作約五戸のほかは小作であった。小作は荒蒔や周辺の農村の地主から土地を借りて生活を成りたせていたという。三戸の地主は、二町から三町の土地を所有するばかりでなく、三反歩に及ぶ大きな屋敷を所有していた。また大正末期に荒蒔の各家に分割された共同墓地においても、一般の家の墓の大きさが一坪から一坪半であったのに対して、地主の三戸は三坪以上はあると思われるかなり大きな墓地の分割を受けて、現在に至っている。またこれらの地主は酒屋や焼酎製造を行うなど、農業以外の分野においても格段に経済力を保持していた家であった。

③ 旧座における祭祀組織

このように旧座の九戸ないし一〇戸が勝手神社の祭祀を独占していた、昭和初期以前の祭祀組織について、いまま少し検討してみよう。昭和初期以前の祭祀組織における神役は当家、ケンチン当家、村神主の三つであ

る。一般の当家とともに重要であったと考えられるのがケイチン当家である。ケイチン当家とはホンムラの西のはずれに祀られている的場社の祭として一月一二日に行われる的行事の当番である。ケイチン当家の旧座のなかで順番につとめられているが、その順序は当家の順序とは異なる。ケイチン当家の順序がどのような基準で決められたかは不明である。⁽¹¹⁾当家もケイチン当家も家を単位としてその順番が決められており、当家の当主の年齢などには関係がない。当主の属性が問題にされるのは村神主のみである。村神主については表12にはわずかな記述しかないが、これで見ると特定の人物がかなり長く村神主をつとめている事実が認められる。この村神主に関連して、荒蒔にはかつて長老の制度があった。『昭和拾老年拾貳月改冊 荒蒔村宮座宮帳』に大正十四年一月の改正事項として以下の記述がある。

- イ 座宮ミ事一ケ年無事終了セシ□ニテ満六十才以上長老者ニ選任ス
 - ロ 長老者ニテ七十才以上ニ達シタル者ハ隠居役ヨリ諸協議ニ列席モ
 - トム
 - ハ 一老ハ神主トナリ神事ニ従フモノナリ
 - ニ 二老ハ神饌物ノ供養ニ従フモノナリ
 - ホ 三老ハ神社会計係ナリ
 - ヘ モシ三長老ニ故事アル時ハ新長老代務スルモ可
 - ト 長老者ニ新加入ノ場合従来ヨリノ規定ニヨリ一金壹円提出シ一般ニ加入披露饗応スル資料ナリ(但シ加入者一人対スル事)
- 荒蒔では長老制度がいつから発足したかどうかは明らかではないが、

これによれば長老とは座衆のうち六〇歳から七〇歳までのすでに当家をつとめた人をいい、三人一組で一老が村神主、二老が神饌係、三老が会計を務めることになっている。したがって村神主は長老のなかでも最も年長の者が務めるといえる。この改正事項につづいて、三組の長老の名前九名が列記されており、これにしたがってしばらくは長老制度が行われたものとみられる。しかし九名という長老の数は当時の当家九戸の数と全く同じである。このことが何を意味しているかの詳細はよくわからない。長老とは別に座衆がいたはずであるが、すると一戸から複数が座衆になることが必要になる。長老者についていまひとつ注目されることは、長老への加入にあたって一円を提出しなければならないことである。これは長老への加入金である。これは長老が座衆とは異なる集団であることを意味しているようにも思える。荒蒔では座衆に加入する際にもかつては、加入金の支払いが義務づけられていたから、座衆、長老のいずれにも加入金が必要であったということになる。

この長老制度は昭和二一年に実質的に改正されて、かわりに「五人衆」の制度が発足した。昭和二一年の改正事項に「長老ハ座中最高年長者ヨリ順次五名ヲ選定シ欠員ノ場合ハ年長ノ順ニ依リ之満ルモノトス」と記載されているのがこれである。つまりこれまで、長老は座衆を終了した者であり、座衆と長老は一応別の集団であったと考えられるが、ここにいう長老五人衆は座衆の中の長老を意味しているからである。現在の荒蒔では五人衆が交代で村神主をつとめることになっている。現在、かつての長老がつとめた三つの役割のうち、神主と会計は村神主、神饌

は後当家がつとめている。このように荒蒔には長老制度はあったが、昭和二一年の改正前も後も、この制度は主として村神主を決定する制度として機能したのみであって、宮座の中心に位置する当家の順番を決定する制度ではなかった。

座入、すなわち座衆に加入する際の規定としては、大正二二年四月二五日「大字宮座中定則」(『明治四三年改冊荒蒔村宮座営帳』)として、以下の記載がある。

第一條 座主ニ初メテ加名スル人ハ座中ニ添エ米トシ玄米式石ヲ差シ出スヘシ

第二條 尚振舞トシテ一部ヲ招クヘシ

第三條 従前座主デ有リ休営シ再度加名スル人ハ右添エ米要セズ、只振舞ノミスヘシ

荒蒔の宮座組織においては、宮座を構成する家の範囲が歴史的に決められているなかで、特定の個人を座衆としての認知する機会は、この加入金と振舞である。これがいわば座入りの儀礼であるといえる。

当家が具体的にどのように祭祀にあたっていたかは、『宮座営帳』に記載があるほか、会計状況を示す資料として、『大正甲寅参年春月五日調 村社勘定帳』がある。これによればおもな収入は宮田(ミヤデン)の小作料の収入である。『安永五申正月三日 宮座営帳』によれば、当時の荒蒔には太田、堂前、左田、西ノ宮、宮ノ東方などに合計高四石六斗余の宮田があった⁽¹²⁾。これらは座衆以外の者に小作に出し、その収入で祭祀の費用にあてていた。この営帳によれば、宮田の収入は神主や当家

の費用の補助として渡される。荒蒔では当家をつとめることは、供物や座衆への振舞いなどでかなりの費用がかかることとされてきたが、その一部はこのように村からの大幅な補助があるのが特徴であった。しばしば宮座には経済的特権が付随しているが、荒蒔では座衆に山林の権利や樹木の権利など、一般の村人とは区別される経済的な特権が付与されていたわけではなかった。したがって祭祀にあたってのこうした村の補助は、遂行上不可欠であったと考えられる。なおこうした村の補助は、当家および村神主とも現在まで継続している。

④ 新座の加入

さて荒蒔の宮座はこのように長く旧座が祭祀を独占していたが、大正末期になると、大正一三年に未曾有の凶作が荒蒔を襲い、また不景気の波をうけてこれらの地主層が土地を手放さざるを得ない事態となり、このことが荒蒔の社会構造に大きな変化をもたらすことになった。とりわけ荒蒔で最も大きな地主は愛知県での事業に失敗して、いちはやく昭和四、五年に退転して転出した。残りの二戸の地主は荒蒔にとどまったが、最終的には戦後の農地改革により小作地を手放すこととなった。これらの地主の土地は結果として、荒蒔の自作・小作層に配分されることになり、荒蒔の土地所有の平準化が進行した。これまで経済力をもたなかった小作層が経済力を蓄え、このことを背景として、座衆への加入運動が開始された。この運動のリーダーとなったのは、永年当時の区長をつとめた人であった。新座の加入に対して、旧座は当初反対であったといわれるが、結果として旧座の当家が一巡した一九三七年から新座の加入が

はじまった。旧座が地主もしくは自作であるとともに、明治以前から荒蒔に在住してきたいわば本家筋の家であったのに対して、新座はその分家や明治以降の転入戸であった。

『昭和拾壹年拾貳月改冊 荒蒔村宮座管帳』には、一九三六年（昭和一一年）改正の当家廻りが記され、一九三七年から新加入者（新座）の名前が列記されている。「但し拾四年ヨリ新加入者ノ年長者順ニテ営ミ後年又元江帰ル、座管終了者名義ハ其年度に当家順廻リ名簿ニ記入スベシ」と書かれているように、新座の順序は年齢順によったようである。この順序が基本的に今日まで継続されている。表12によれば、新座は結局一九三七年から一九五二年まで当家をつとめた一六戸である。当家はケイチン当番と若干のズレがあり、また一度当家を務めただけで座衆を抜けたと思われる家もあるが、この数は現在の新座の一五戸とほぼ同数である。しかしながら現在でも荒蒔の座衆は、旧座・新座あわせて二四戸にとどまっており、新たな分家や転入戸は宮座のメンバーになっていない。結局、現在においても、座衆は荒蒔の全戸数四五戸の約半数である。したがって今日においても荒蒔の宮座は、古い家を中心に構成される株座的な性格を失っていないのである。

これまで昭和初期を中心に荒蒔の宮座組織の変化を考察してきたが、荒蒔の宮座は一貫して株座的組織の特徴としてきたが、つぎの二点において大きな変化を遂げてきたといえる。第一は宮座の構成メンバーの拡大である。これは昭和一一年に制度改正が行われ、それまで九戸ないし一〇戸の地主・自作農層で構成していた座衆が、小作層を含む二五戸に

拡大されたことである。この点において荒蒔の宮座は株座的性格を保持しながらも、その範囲を拡大して、その性格をやや緩和した。しかしながら今日でも宮座のメンバーは、荒蒔の約半数であり、依然として株座的性格は失われていない。第二は内部組織、とくに長老組織の変化である。昭和二十一年以前においては、座衆とは一応別に長老の組織があり、神主や会計などの役割を果たしていたが、昭和二十一年の制度改正により長老にかわって座衆のなかに年齢順につとめる五人衆制を定めたことである。荒蒔の宮座組織において年齢階梯的な要素として認められるのは、長老制度と五人衆制度のみであり、年齢階梯制原理が荒蒔の当家の順巽決定の制度をなしているとはいえないが、長老制度から五人衆制度への変化によって年齢階梯制的要素はさらに後退したように思われる。

五 結 語

本稿は奈良盆地に位置し、日本の中央部の村落のひとつの典型と考えられる天理市荒蒔について「日本社会の地域性」の視点から、家族・神社祭祀組織・村落組織を中心に分析した調査報告である。ここでは「問題」で掲げた三つの問題を中心に、本稿を要約してむすびにかえたいと思う。

荒蒔の村落社会構造を理解する上で最も重要な問題は、宮座組織とその変化である。荒蒔には江戸時代より今日に至るまでさまざまな宮座記録が残されている。これらの分析から近世以降の荒蒔の宮座組織の変化

を掲げるなら、以下の二点がとくに重要である。第一は双分制的性格の喪失である。荒蒔ではかつて東ガイトと西ガイトで別々の場所に別々の氏が祭祀されていたと伝えられている。現在の勝手神社の祭神の位置にわずかに双分制の痕跡をとどめているが、かつては祭祀組織も別であった可能性もある。澤田浩一(一九九〇)は、安永年間の供物の分析から、東西の大宮の祭祀の双分的構造の復元を試みている。双分制の詳細はあきらかでないにせよ、荒蒔のように四〇戸程度の比較的小規模の村落において、双分制的構造が認められることは注目されてよいであろう。荒蒔のこうした双分制的構造は歴史的には荒蒔の集落形成に関連していると考えられる。荒蒔はきわめて双分制的構造をもつ村落であるが、少なくとも今日の神社祭祀組織においては、その性格は稀薄となっている。第二は荒蒔の宮座が株座的性格を依然として保持しながらも、昭和初期に制度改正を行なってメンバーを拡大したことによって、その性格をやや緩和したことである。これをもたらしたのは、地主の退転を契機とする荒蒔の階層変動である。一般に戦後の農地改革が階層変動、すなわち平準化をもたらすが、荒蒔では一〇年以上はやく地主の退転によって、これがもたらされた点に特徴がある。中田太造(一九八三)によれば、奈良県下の宮座を概観すると、盆地には「株座制宮座」が比較的多く残されてきたという。株座がとくに戦後、村座へと変化しているのは、奈良県下全体に見られる傾向であるが、このなかでも荒蒔の事例は、全く同等の権利義務関係をもつ成員として、従来のメンバーの倍近くの新成員を加入させた例として注目されるであろう。

荒時の家族は家族構成の類型として直系家族が多く、相続は長男相続が基本である。また婚姻は嫁入婚を基盤としており、典型的な直系型家族を特徴としている。また位牌祭祀に見られる祖先祭祀のあり方や祖名継承法もきわめて直系制な構造である。このような構造をもつ家族は、夫婦家族のように形成と消滅をくりかえす不安定な構造ではないから、宮座組織の安定的な基礎をなす家族にもっともふさわしい家族類型であるといえる。

さらに荒時の村落社会構造を宮座とも関連させて全般的にみるなら、荒時の村落組織は今日では平準化された階層を基礎として、区長などの役職や、伊勢講や庚申講などの講組織においても、きわめて対等的な構造を特徴としている。しかしながら、このような構造は昭和初期の階層変動以後の状況であると理解するのが妥当であり、かつての荒時は階層差が極めて激しく、非対等的な村落構造を特徴としてきた。その当時に おいては、九戸の旧座のみで構成される株座的な宮座組織と村落構造はきわめて整合的な関係にあった。その後、村落の階層構造の平準化に整合するように、宮座の再編成が昭和初期に行われた。しかしながら実際には半数近くの家々は宮座に加入しなかったから、荒時の宮座はメンバーを拡大したにもかかわらず、依然として株座的構造を保持しながら今日に至っている。したがって今日の荒時の宮座組織と村落社会構造とは不整合の状況にあり、新住民の劇的な増加と相俟って、勝手神社の祭祀をめぐる村、宮座、住民の關係に複雑な現在の状況をもたらしているといえよう。

一貫して株座的な組織を保持してきた宮座を中心とする荒時の社会構造は、日本の村落構造類型のなかにどのように位置づけられるであろうか。宮座をもつ日本の中央部の村落を特徴づけるものとして、従来から「宮座制」という概念が提示されてきたが、この概念はかならずしも内容的に明確ではなかった。蒲生正男（一九七九）は日本の村落構造類型について、「同族制村落」「年齢階梯制村落」「当屋制村落」「その他」の四類型を設定し、当屋制村落の特徴については、それは神社祭祀のトウヤ、葬儀の際の墓地の穴掘りに従事するヤマシ、その他村の公共的作業の当番などがすべて地域社会を構成する各戸が順送りで平等に負担することを特色としている。加えてムラの諸経費の分担も所得や不動産などに合わせながら実質的平等をはかり、またムラ内部で各種の講を営んでそのトウヤも各戸で順送りで平等につとめるなど、近隣関係を基盤とする互助と協同が著しく、長期的にみて各戸の対等、平等を貫いているのを特徴としている（蒲生正男 一九七九、四三）と要約している。加えて蒲生正男は宮座の存在する村落のすべてを、この「当屋制村落」に包含することは適切でないと指摘し、株座的な宮座をもつ村落を当屋制村落から除外している。結論的にいえば荒時は当屋制村落の一類型として理解するのが妥当であると考えられる。ここにいう当屋制村落は成員間の対等性を原理とする社会構造であり、いずれも当番を交代させて長期的には対等性の実現をめざす構造原理であって、社会的上下関係設定の原理は同族制村落や年齢階梯制村落などの村落類型とは異なる。当屋制村落における権威の源泉は、まさに当屋制そのものである。当屋制村落

には、成員が村落社会内で一定の範囲に限定されている型と、村落のすべての構成戸に拡大されている型がある。前者は株座的な宮座を基盤とする当屋制村落であり、後者は村座的な宮座を基盤とする当屋制村落である。荒時の村落社会構造は基本的には株座的な宮座を基盤とする当屋制村落であるが、昭和初期以来のさまざまな変化は、荒時の社会が村座的な宮座を基盤とする当屋制村落へと変化しつつある過程として理解しうると考えられる。

六 荒時宮座関係資料

- 一、宮座営帳（安永五年）
 - 二、宮座営帳（文政三年）
 - 三、荒蒔村宮座営帳（明治四三年改冊）
 - 四、改正宮座営帳（大正一四年）
 - 五、荒蒔村宮座営帳（昭和一一年）
 - 六、改正宮座営帳（昭和一一年）
 - 七、當家廻り氏名（昭和三五年～五〇年）
 - 八、改正宮座帳（昭和五八年一二月改正）
 - 九、村社勘定帳（大正三年）
 - 一〇、太神宮石燈籠寄進帳（文政一三年）
 - 一一、荒蒔村宮座営帳（明治四三年改冊）（写真）
- ここに資料として示すのは、荒時の宮座および村落組織の関係資料で

ある。荒時の文書のうち『宮座中間年代記』（天正元年～天保六年、全四巻）や安永九年の『宮座営帳』はすでに『改訂天理市史・史料編』第一巻に復刻されている。ここにはこれまでに印刷されることなかった主として明治以降の宮座関係の資料をおさめることにした。〔資料一〕は荒時に現存する最古の宮座営帳である。営帳は宮座の一年間の行事内容や組織の取決め事項を記載したものであるが、この宮座営帳には儀礼の記載はなく、当家や宮田などが主たる内容となっている。〔資料二〕は文政三年とおもわれる宮座営帳であり、ここには正月から一二月にいたる宮座の行事内容が書かれている。〔資料三〕は明治四三年に、それまでの宮座営帳をまとめて記したものであり、行事の供物や情景を因によって示したものである。現在においてもこの資料は荒時の宮座行事を理解するうえで、最も基本的な資料となっている。この資料はまた大正八年以降の宮座の取決め事項についても若干の記載がある。〔資料一〕はこの資料を写真で提示したものである。〔資料四〕は大正一四年に新たに書き起こされた宮座営帳である。大正一三年に荒時には未曾有の凶作がおそったが、この宮座営帳の冒頭にはそうした事態をふまえて供物などの改正事項が記載されている。また最後には、長老制度についての新たな取決めが書かれている。この資料は昭和初期に大きな変動をとげる直前の状況を知るうえで、重要な資料である。〔資料五〕は昭和一一年改冊の宮座営帳であり、旧座にくわえて新座がメンバーになったその過程について、組織を中心に記載された資料である。この資料によって昭和初期の荒時の宮座の変動を明らかにすることができる。〔資料六〕は

昭和十一年以降の宮座行事の内容を記述するとともに、昭和三四年までのさまざまな宮座の記録がおさめられている。この資料によって昭和十一年以降の荒蒔の宮座の動向を知ることができるとともに、経費的に宮座がどのように運営されていたかを知ることができる。この資料によってまた、昭和十一年以降の宮座の当座、ケイチン当座を確認することができる。「資料七」は昭和三五年以降の当座の順序と宮の内容を記録した文書であり、「資料八」は現在使用中の宮座宮帳である。「資料九」は大正三年以降の勝手神社の収支決算を記録した文書であり、村と宮座の関係をこれによって知ることができる。「資料一〇」は荒蒔の伊勢講関係の資料であり、文政一三年の石灯笼の造立にあたっての寄進者の名前と寄進額が記されている。ここに掲げる資料の原文にはかなりの誤字などもあるがここではそのまま掲載した。

〔資料一〕

安永五甲正月三日
 宮座 菅帳

神主 菅 当屋菅
 中年 藤兵衛 源吉
 西年 伊介 茂七
 源右衛門 善介
 源右衛門 弥平次
 助右衛門 太七
 兵介 太七
 清蔵
 けいちん
 太七 弥平次 兵助
 伊介 清蔵 善介
 助右衛門 源吉 源右衛門
 茂七 藤兵衛
 菅之宮裏之本木之下
 宮田高寛
 一大田高老石三斗七升八合
 一堂前高老石三斗三升九合
 一左田高老石老斗内三斗七合

一西ノ宮高一斗式升伍合 (三文字判読不可)

一宮ノ東方高一斗

一北地境下四斗四合伍夕及二升々入

惣高ノ四石六斗老合伍夕

老名四月

惣ノ四石

預ケ高寛

一左田老石七斗

善七 源右衛門

一 大田老石五斗三升 善助 助右衛門

一 当前老石三斗六升 兵助 弥平次

一 西之宮五斗六升 藤兵衛 茂七

一 宮之東ノ方老斗神主之余リ

ノ高五石式斗五升

内 三斗式升式合神主へ渡ル

又 式斗は神へつき米

更ニ七斗六合当屋江渡ル

一佛具代三拾分之 屋具代

此内右金代六匁三分六リ

拾老匁 老□文

式分 □□□文

三にノ拾九匁六分六リ

引タリ拾匁六分四リ

内拾式匁式リ流ス

ノ三拾匁

銀□リ寛

一拾四匁

内 五匁 御用銀仕之共に

残リ 八匁八分 かし

内 三匁出ル 付出し

一拾三匁式分 源右衛門かし

内 六匁五分 御用銀仕之出ル

又 三匁五分 しらはり布代仕之

残リ 三匁老分ハ かし

付出し

一拾老匁九分 助右衛門かし

内 三匁五分式リ 御用銀新ニ被為□□

又 老匁式分八リ助右衛門ら仕リ之

残リ 拾匁六分式リ

内式分 兵介□かし

物ノ拾 朱六分四リ かし

一五分 兵介 付出し

かし

かし

し、御酒五合、両宮様江そなへ、此時座衆一人ニ五合ツニ而もり、汁ニいも、さいにいも、めい、くるみあへ、又五合三割之にきりめし付但ッおくりせん酒なし、にきりめしもなし

一九月八日たつたへこうりとりニ行、当や一人、神主人、都合二人行事

一同十一日とうやニてみゆう御くうつき、餅三合宛八つ九つすへ二せん十三日ニそなへ、神主市殿兩人ニ当やにて夕めし取、半紙一ぢよ二本之へい、かさかみ一ぢよ二ほんのへい、へいふぐりよみやにわ京栢三合ニつわけ、同十三日ハ京栢三合ツニつにする、十二日ニ神主市殿兩人とも当やニて

夕はん有、又十二日御くう餅米、白むし白米式升(判読不可)西東大宮様五合ツ、四ッ割、此時御くう大みや様小みや様とも二ぜん市殿へ遣ス、よみや座酒はかり

又かくうの儀は六月十二日と同様神主と市殿と二ツわけ、十三日わたり之節当やニて御酒一こんツニてわたる物遣也、同十二日御酒しとぎみゆうのとき

一十一月朔日御くう沓升五合式ツわけ、大宮様与小宮様、観おん様、じゆうらしき様、汁さいはいつともとうよう、もち米のあずきむしめし、もち米のこばし、さいに、大こん、いも、きりこみ、御酒五合両宮様へそなへ

一はつを米一けんニ小舁沓升つゝ、内小舁七升市殿

江渡ス、残り米は当屋江出す

一同十日かんぢよかけ正月と同断、此時つたのは、坊様之ふせ沓分遣ス、さんまい三合

一十一月十二日さんよう当家ニてぞうに、座衆不残夕はん有リ

一小さけめし取、さいにいも、大こん、こんにやく、きりこみ、酒有管、さかなにごほうにまめ、こんにやく

一十二月十三日すすはらい、当屋と神主とたちあいニて可致定ニ候、又あとの神主同とうやへわたし候定なり

〔資料三〕

安永九年	扣
文政三年	写
文政十一年	写
明治四十三年	改冊
荒 蒔 村 宮 座 營 帳	
(マ)	
大陽曆十二月吉日	
座中	

宮座之式目

二月四日宮マ
一此曆沓月四日しよぐん営み之事

先四日早朝ニ當家ニテ餅をつき、御くう三合所八ツ、東之大宮様并ニ観音様、しゆうらせつ様、但ッ式(ママ)すゞ又九ツすつは式せん、是ハおしぎせん一膳(ママ)

小もち九ツつ、かすは都合十八東小宮様西之

小宮様ニそなへ、次ニ大ぶく拵様竹を丸くわあにして、其まんなかに十もんじニ竹を渡して、わらをちいさくほでうよをにして、十もんじノ竹ニゆい付、又竹ぐしニさして、そなへものいろしなか

ざる、△ゆこふ△ところ△たちばな△くしがぎ△かや△かちぐり△大根△竹ぐし拾四本テ台一ツに七本づ△屋ぐし沓本半紙ニて御へい切、のべ紙半じよ、是ニてごふまく。ごふづゑは標なわ井ニ

松ばのなへ、是ハ座主住家之數ほど調へおくへし、観音堂ニてかじする、かじおわりてのちにごふの

やの餅といふて、宮座一ッけんニごふつへ拵へ并ニ餅一ッづニ付てくはる、其もちニ代として一錢但し正矢可合取當家ノ數だけづゝ入てかやす

〔図〕

観音様

全小宮様
東大宮様

此松苗ハ西宮様の立松のはにてこしらへるべし

〔図〕

〔図〕

西大宮様

〔図〕

全小宮様

じゆらせつ様

一 一月十日くわんじやうしめかけ住次第、御くう、
白むし耆斗五合一ぜん東大宮様へ備へ、△さいに
△いも△めい△まめ△しるになのそく切り△柳
ばし耆尺式寸△しめ□すじ、但シ七五三のたれ△
耆しめニ三所ニ付△半紙耆帖是ニて御へい三本た
れお切△御酒五合西之大宮様、東之大宮様へ供へ
△さかなさゝばのうへにしとぎをそなへ

但シしとぎの、しよふは、もち米を、すりて、
これを、ささばの、うへに、かけるもの
也

じゆらせつ(図)

観音様(図)

同 小宮様

東之大宮様

(図)

西之大宮様

同 小宮様

一同 一月十二日けいちんしだい
御へい十二本、但し潤月ならば十三本切ル、屋ぐ
し。たけ耆尺二寸△柳のゆみ。や十式本。是も潤

月ならば十三本△ひきみ△鬼竹を丸くしてかみに
てはりて△まとふをこしらへ△さんまい三合。御
みきは。ちよしにて持行く△かわらけ十二枚ニて
そなへ座衆一統ニ御酒いたゞく△つくゑ一きやく
△せんこふ△とう明△らいはん△かじ以後へゆみ
をいる、是はまとは様ニて管む也

一 また両小宮様観音様じゆらせつ様まへに御くは。
うる白米耆斗五合しらむしにして。そなへる也△
又おしるに△ごぼう△さいに△まめ△いも△めい
△くるみあゑ△柳ばし耆尺式寸△観音様東之大宮
様へそなへ、御みき五合備る
(マヤ)
是れは

全 小宮様(図)

東之大宮様(図)

西之大宮様(図)

全 小宮様(図)

観おん様(図)

的主様

(図)

但しけちん座主へ白むし五合(図) 新目ニて致す
ぐし又小付あり、是は古目之三ツ割とすぐし

但し さいに△いも、大根、牛房、切ごみ、
焼もんは△塊はつ、い、わし、しろは、くちら(大根)
取廻し△大根、いも、牛房、こんにやく、柳なます、
酒さかな△かつのこ、牛房、まめ、夕飯赤めし豆腐、
(イリダキ)
是に送ぜん小付めし并ニさいなし
一 式月四日しよぐん是は正月と同事之
(マヤ)

一 五月節句むぎちまき。耆社ニかず七ツゞそなへ、
御みき五合両宮様(備る之)

一 七月十二日小麦餅四社明神様ニそなへる、但し座
衆耆けん小小麦小折一ぱいづゞあづめてもちにす
ぐし、又はつ穂として麦を小折耆はい宛あづめる
一 拾月朔日御くふ△耆斗五合式ぜんニする△さいに
いも△まめ△めい△くるみあへ、御汁るに△なの

一 耆東ぎり△柳はし二尺△御酒五合両宮様へ供へ、
是は昼間で座衆一人に白むし五合の盛めしに又三
ツ割のゆめし附る、是は秤掛けにて極末目を要す
△さいに△いも△こんにやく△牛房汁にいもの丸
入れ△引着に△めへ△いもの豆あへ△酒着は△い
もこんにやく△牛房 午後餅のむしめ

し、秤の元目掛にて大宮・小宮、じゆらせつ△く
わんをん様へ備へ御酒は五合後当家方より備へ座
衆各々に五合の盛めしを傍に四合の盛めしを添へ
外附属なし、酒着は昼間の通りです
但し平の圓へ送るゆめしも秤の元目掛けを用る
(マヤ)

座主送り膳は○御供と○はしとの外は無ゆめしも
無とす△御ごくの○さがりは神主当家後受の三ツ
に分配すべき物也

一同 八日龍田えこをり取に行く、其は神主当家式人
に限るへし
一同 十二日当家方にて御供つきをする、取方は餅三
合取り五ツ但し四膳に備へ九ツゞ式ぜんに調へ
(マヤ)

おきは十三日に大宮各社に御備へ物なり、又当
やにて夕飯有之△、具節用意物半紙巻帖、御へい式
本切、かさ紙巻帖、御座い式本切、へいふぐり、
白米六合但し京糺なり、二ツにわけて三合つゞ市
調え

同十三日は京糺三合つゞ二ツする、尚十三日神主
当家にて夕飯あり

同日御くう、白餅米式本をむしして内五合つゞ
西東之大宮様にそなへ、あと四ツわけして両小
宮、観音様、じゆらせつ様にそなへ、後大宮様小
宮様式ぜん市殿へ出し

一十二日御わたりすみて、御酒一こんする、さかな。
いも。大根。こんにやく。ごぼふ

一同十三日之わたりの節は、当家にて座衆御酒一ッ
こんづゝいただき渡る

同小宮様 じゆらせ様
東大宮様

(図)

西大宮様 観音様
同小宮様

一さかな。はす、いも、ごぼふ。だいこん。こんにやく。
次二十三日御渡りの

ままもよし

東之大宮様 御酒
西之小宮様 初穂 (図) 是は式荷之品

いね

一十二月朔日あからがしら宮む、御くう壱升五合、
もち米のあづきのむしめし、西大宮様、両小宮様、
観音様、じゆらせつ様に備へ△しるに△なの一そ
く切△さいは△いも△まめ△めい、くるみあへ、
次に座衆一軒赤飯のきよ、但し小きり飯なり、又
もち米乃こぼし△さいに、大根、いも△切ごみ
にしてよし、尤も御酒五合両宮様に備へ、いただ
く之△さかなニこんにやく、ごぼを、いも

一十二月十日くわんじうかけ、前の正月十日と同事
ニ行ふ、しめにつたの。はをつける

一同十二日さんによろ、当家にて。座衆不残。ぞを
にて夕飯有△かやくは△大根△いも△とをふ△
むすび昆布入る、外ニ小付之めしあり△さいに△
いも、大根△こんにやく△さかなニ△ごぼを△に
まめ△こんにやく△かつのこ。なり△御酒は申迄
もなし

あとは年中次第用法なり

一同十三日すはらい、当家と神主たちあいにて、
あと当家并て神主方へ差し渡申定め候也

一あと当家神主之役始メ
十二月三十日兩人出合にて立松をかざる
但シ数ハ計拾式本ナリ

(図)

一どをがい

一備へもの△かや。かちぐり。すみ。ところ。だい
だい。にてかざり掛ヶ付、四ところ。外は皆ひめ
なわを巻付る也

一晦日正朔日。節分は。参詣人之為。観音堂にて
ごまたきは。神主当家立会之事

一氏神へ立願之宮

跡当家余内トシテ村を壱斗四升入ルヘシ
神主給料之内へ安田直吉を六升ヅ、入ルヘシ
立願晦日老日灯油式合五日全六合
一願ニ而へ全五合補ヲ願滿之際ハ實与トシテ
玄米壱升ツツ随フ

当社祭祀命ニ依リ年中行事

凡ソ祭典ヲ大別シテ大祭中祭ヲ祭トス

大祭トハ新年祭。新嘗祭ハ例祭、

中祭トハ新年祭。元始祭、紀元節祭、天長節祭。

小祭トハ前大祭中祭ヲ除クノ外小祭トス

祭典別ニ奉献スル神饌品目及台数

大祭 和稻。荒稻。御酒。御餅。海魚。川魚。野鳥。

中祭 水鳥。海菜。野菜。果物。塩。水。

小祭 御食。御酒。御餅。魚。海菜。野菜。果物。

塩。水。

小祭 御食。御酒。魚。海菜。野菜。果物。塩。水。

祭典月別

一月一日 中祭 新年祭

一月三日 中祭 天始祭

二月十一日 中祭 紀元節祭

三月十七八日 大祭 祈年祭

四月二十九日 中祭 天長節祭

十月十三日 大祭 例祭

十一月二十七日大祭 新嘗祭

行事宮ミ余内増付

一米 式升 神主方へ

大正八年度ハ村方ヨリ其後ハ作人ヨリ

一米 壹斗八升 本当家方へ

神社際典ノ補助ス

一米 壹斗壹升 後当家方へ

従来ヨリ村方ヨリ補助上ヨリ猶増加ス

大字宮座中定期

一第一條

座主ニ初メテ加名スル人ハ座中ニ添エ米トシ玄米式石

ヲ差シ出スヘシ

一第二條

尚振舞トシテ一部ヲ招クヘシ

一第三條

従前座主デ有リ休宮シ再度加名スル人ハ右添エ米要

セズ、只振舞ノミスヘシ

右振舞献立左ニ

献立

一御せん

一汁に

一平 切み牛房 大根 権草 すみ

一鯛 大根 鯛 にんちん くりせうが

一ちよく

一煮物 牛房 いも

一焼物 大 い な

一さしみ たいふか 但しからし酢

一御酒

一御肴ニ たこ かまぼこ 巻するめ

其外

以上

備考

一座主家統ノ譲与ハスベカラスヘシ

当家田耕作件(但シ唐作時)

唐作耕作人ハ藁ヲ西瓜ノ中ニサガシニ入テ唐作ノ余

内貳斗取済シス

其後モノ作人モノハ座中へ八升(但シ米)ヲ座中出

ス事

唐作耕作人ハ本家以外ナニヒトツ作ラザル事

唐作後喪作人□ハ藁ヲ入レル事

其後は藁ヲ其の田ニノコス事、但シ(スズキ)スル

事

大正拾貳年四月式拾五日 座中一同

未曾有の十鬼災害付当分当座 山扣一廻

田地面(判説不可)山堂ニハ壹石五斗みつる迄余は座中一般

立作柄見てすじ刈する事

一、正月四日 しよう様宮み

九つずゝ壹個松苗壹個座中くは事

一、貳月四日 右同

一、拾月壹日 重箱其他くはり物嚴禁する事

一、拾月十二日従前通り

一、拾月十三日御酒五合座中一般いだゞく事、

但しさかな物は際之状ノそなへ物にていだゞく事

一、拾貳月一日座中従前通り前目ごく一周なとして

多くしていだゞく事、欠席者こくなき事

一、十二月十二日勸定 ごはん取消 者全部な

き事膳の上鯖、もしも鯖なき時魚類にて其数十五

本位さしかへる事、采には、いも、大根、きりこ、

みなす事

一、けちん 夕飯取消す事

膳上赤飯取消し白蒸の前目小付つける、鯖もしも

鯖なき時魚類にて其数十五本位、豆腐汁、いも、

大根、きりごみ。後当座重箱物全部取消事

十二月三十日 松買ひ事

昭和参年十二月十二日中屋代宮座中協議事

一、六十才以上三老トス

二、新加入は旧長老一人に対し□□□□□□□□□□

老門料金ハ座分スヘシ

三、七十才以座隠居役トナス

〔資料四〕

大正十四年 新曆一月初
 改正宮座營帳
 座中

定

大正拾參年度未曾有ノ凶作ニ付当分宮座營ミ改正ス
 一、改正營ミハ大正十四年井上辰造当家營ミヨリけい

ちん營ミハ中野保藏氏ヨリ座中一順廻リトス

二、堂之前一石五斗ニ満ツルマデ余内座中一般主作柄

檢ベテ刈取スル事

三、營事執行後他所(座主除く外)重箱物蔽止ス

右ノ通改正実行勵ム事ト定ム

座中一同立会

大正十四年一月一日起

一月一日 中祭 新年祭

御供物右ニ

御食 御酒 御餅 魚 海菜 野菜 果物 塩

水

一月三日 中祭 元始祭

御供物左ニ

御食 御酒 御餅 魚 海菜 野菜 果物 塩

水

一月四日 將軍様營事

先づ四日早朝ニ餅稻 御供三合取り八ツ 東の大宮
 様西之大宮様并に観音様 しゆらせつ様 但し一ツ
 宛 又九ツずへは二膳い 是れはおしきぜん 一ぜん
 に九つづと小餅 かづは都合十八 東小宮様、西小
 宮様ニそなへ 次は大ぶくこしらへ方 竹を丸く渡
 し輪にして其まん中に十文字に竹を渡して藁をちい
 さくほでんの様にして十文字の竹にゆいつけ、又竹
 ぐしにさして供へものいろしな かざる、ゆこを

ところ たちばな くしがき かや かちぐり 大
 根竹ぐし十四本で台一ツに七本つと 幣ぐし一本
 半紙にて御幣切る かべ紙半帳、是にてごふかく
 ごふつゑは柳なり、并に松苗、是れは座中之数ぼく
 こしらへおくべし、観音堂にてかじする、かじおわ
 りて後ごふのやの餅と云ふて宮座一ツけんに御供物
 九ツすへの餅一個つとと松苗及柳の三種座主一同く
 ばる ためとして一銭入れて返す

一月十日 くわんじよ事

メ掛け之次第 御供 白むし一升五合一膳東大宮様
 へ備へ さいに 辛めい 豆 汁になのそく切
 り 柳箸一尺二寸 しめ一筋 但し七五三えたれ一
 としめに三ところ付、半紙一帳、是れにて御幣三
 本 たれをきり 御酒五合 東之大宮様 西之大宮
 様へそなへ ささばの しとぎを そなへ 但しし

ときの しよふは もち米を すりて これを さ
 づばの うへに かけるもの也

一月十二日 けいちんしたいの事

御幣十二本 幣ぐし丈け一尺二寸 柳之弓矢十二
 本 潤月ならば十參本 ひきみ 鬼 竹を丸くし
 て かみにて張り まとを調へる 御酒はちよしに
 て持ち行く かわらけ十二枚にてそなへ 座主一統
 へ御酒いたゞく 燈明らいはん かじつ後 ゆみを
 いる 是れはまとは様にて営むなり

一又両小宮様 観音様 しゆらせつ様 へ御供、白
 米一升五合 白むしにして そなへるなり 又御汁
 に牛房 さいに豆 芋 めい くるみあい 柳箸一
 尺二寸 是れは東之大宮様へ そなへ 御酒五合備
 へる

夕食は全部取消し 赤飯取消し ぜんの上 天付ハ中
 ハ元旦 白むしの前日 さいは 魚で鱈半分 但し 鱈なき
 類にて定 附ける 豆腐汁 豆腐汁 辛大根切こみ 重箱物蔽止
 十五才位(大前に) こんにやく 数之字 (なます禁止)

二月四日 しよぐん様營事

一月之営みと かわりなし

二月十一日 中祭 紀元節祭

御供物左ニ 御食 御酒 御餅 魚 海菜 野菜 果物 塩

二月十七八日 考(十七日) 大祭 祈年祭

御供物左ニ 和稻 荒稻 御酒 御餅 海魚、川魚 野鳥、水

鳥、海菜 野菜、果物 塩 水

六月五日 節句

麦ちまき 一社に数七ツつゝそなへ

御酒五合 両宮様へ備へる

七月十二日

小麦餅 四社明神様 そなへる

七月貳拾九日

八月三十一日 中祭 天長節祭

御供物左に

御食 御酒 御餅 魚 海藻 野菜 果物 塩

水

十月一日 一日座

御供白むし一升五合 二膳にする さいに芋 豆
めい くるみあい 御汁に菜の一束切り 柳箸一
尺二寸 御酒五合 両宮様にそなへ 是はひる間
で 座主一人に白むし秤の中目掛け 五合の盛飯
に 又三ツ割の切めし 附ける、是は秤掛けにて
盛り末目を要す、さいに芋、こんにやく、牛房汁
に芋の丸入れ 引着にめい 芋のくるみあへ 酒
肴は芋 こんにやく 牛房 午後餅のむしめし秤
の元目掛けにて 大宮小宮しゆらせつ観音様へそ
なへ 御酒は五合後当家方よりそなへ 座主各々
へ五合の盛めし を傍に四合の盛飯を添へ 外附
属なし 酒肴はひる間之通りです 送り膳は御供
とはしのみ 重箱物其他くわり物厳禁ス
御供之残りは 神主 当家 後受けの三つに分配

すべき物なり

十月八日 氷取り行事

神主 当家 立会、龍田へ 氷取りに行、但し二
人に限る

十月十二日

よみや営事

当家方にて御供つきおする 取方は 餅を三合と
り四つ 但し四膳にそなへ 九ツづへ二膳に調お
きはれば十三日に大宮各社様に御そなへ物なり
又当家にて夕飯有り

「仕調其の用意物半紙一帳 御幣二本切る 傘紙一帳
御幣二本切る 幣ぐくり白米六合、但し京枡なり二
つに分けて三合つゞ 全十三日は京枡三合つゞ二
つする

拾五日之奉 全日御供白餅米むしうる白米二升を むしにして、
内五合つゞ 東西大宮様にそなへ あと四つわけ
にして 両小宮観音 しゆらせつ 様にそなへ

後大宮様小宮様二膳を 当家へさがる 御渡りす
みて酒肴ある さいに芋 大根 牛房 前前に座主に
家方ニテやく (但シ当家ニテ観ク)

十月十三日 御例祭 大祭

御供物左ニ
和稻 荒稻 御酒 御餅 海魚 川魚 野鳥、水
鳥、海藻 野菜 果物 塩 水 其他初穂は式荷
の事、竹葉付二本

御渡り前に座一同へ茶差上げ御渡り後神社にて御
酒五合肴にそなへ物の御下り預り頂く物なり(従
前の馳走中止)

十一月廿七日

大祭 新嘗祭

御供物左ニ

和稻 荒稻 御酒 御餅 海魚、川魚 野鳥、水
鳥、海藻 野菜、果物 塩 水
十二月一日 あからがしら営事

御供一升五合 餅米乃 小豆乃 むしめし、両大
宮様 両小宮様 観音様 じゆらせつ様 にそな
へ 汁に菜乃一束切 さいは 芋 豆 めい
るみあへ、次に座主一統赤飲之きよと 前目之小
附けにて 又餅米之粉ばしごましば さいに 大
根 芋、切ごみにしてよし 最御酒五合 を両宮
様に そなへ 頂くなり 肴にこんにやく 牛房
芋

十二月十日 くわんじうかけ之事
前之正月十日と全事に行ふ しめに つた之葉を
つける

十二月十二日 さんによる之事

勘定後 酒肴 (さかなに)膳上へ鯖 半分 但し
鯖なき時は魚類にて代するも差支なし 定額(一
五才位)平には 芋 大根 切ごみなす事(但し
三種ノ馳走の含ム芋、大根、こんにやく、牛房、
にまめ、数之予

十二月十三日 すまはらい之事

当家 神主 立会にて 後当家并に神主方へ 差し渡し申定め候也

終り

●本年ヨリ新ニ営ム事 取消

十二月十五日 中祭

御供物_左ニ 御食、御酒、御餅、魚、海菜

野菜、果物、塩、水

十二月三十日 立松建て

あと当家 神主 出合にて 立松をかざる、但し

(二十四本) 備品 かや かちぐり 炭、ところ

橙 かざり掛けは 四ところ 外は紫、縄を

巻つけるなり

(ついでに) 年こし は参拝者の為メ神主 当家立

会にて ごまたきする

大正十四年一月十二日 協議事項

従来三老トシテ選定セラレシガ三老ニテ若シ事務

ヲ取兼ネル場合(老若 家事都合) ニヨリ新老ヲ

以テ代務スルモ可 隠退セシ人は隠居役トシテ協

議ニ列スル事

右ノ通り協定ス

三老人名表(年寄順)

一老 西本芳太郎 六十九才

二老 植田由松 六十八才 初代

三老 寺内亀太郎 六十二才

一老 井上辰造 六十八才

二老 西田久次郎 六十六才 次代

三老 中野留吉 六十一才

一老 西田久二郎 六十七才

二老 中野留吉 六十二才 三代

三老 東城東 六十才

〔資料五〕

昭和拾壹年拾貳月改冊

荒蒔村宮座営帳

座

定

大正十三年度未曾有ノ凶作ニ依リ宮座営ミ全員立

会協議ノ上改正ス

一、改正営ミハ大正十四年当家井上辰造氏けいちん

営ミ中野保藏氏ヨリ座中一須廻リトス

二、堂ノ前一石五斗ニ満ツルマデ□内座中一般立作柄

検ベテ刈取ルコト

三、各氏営事執行役座主外ハ□物蔽止ス

四、長老者ヲ選ビ神社ノ老□柄ヲ委任執行ス

イ 座営ミ事一ヶ年無事終了セシ□ニテ満六十歳

以上長老者ニ選任ス

ロ 長老者ニテ七十歳以上ニ達シタル者ハ隠居役ヨリ

諸協議ニ列席モトム

ハ 一老ハ神主トナリ神事ニ従フモノナリ

ニ 二老ハ神饌物ノ供養ニ従フモノナリ

ホ 三老ハ神社会計係ナリ

ヘ モシ三長老ニ故事アル時ハ新長老代務スルモ可

○印七

初代長老者○一老 西本由太郎 六九才

隠居 二老 植田由松 六八才

○三老 寺内亀太郎 六二才

次代長老者○一老 井上辰造 六八才

二老 西田久二郎 六六才

三老 中野留吉 六一才

三代長老者 一老 西田久二郎 六七才

二老 中野留吉 六二才

三老 東城東 六〇才

ト 長老者ニ新加入ノ場合従来ヨリノ規定ニヨリ一金老

円提出シ一般ニ加入披露齋心スル資料ナリ(但シ

加入者一人対スル事)

出資金

服忌規定

父母 服一ヶ年(即時次ノ廻ヘ

忌五十日(預ケルヘシ)

兄弟 服九十日

忌二十日

祖父母 服ナシ

忌三十日

其他 忌十五日

右確守スルコト

当家庭耕作ノ件

一唐作耕作人ハ藁ヲ西瓜ノ中サガシニ入レテ唐作余内

取消ス

一次ニ後作スルモノハ座中へ玄米八升出スヘシ

一唐作耕作人ハ本家以外ナニヒトツ作ラザルコト

(例 菜葉大根様ナモノ)

一其所ノ作人ハ藁全部残シ次ノ人ニ渡ス、受ケシ者

ハ全部中藁入レルコト

右廻リ大正十四年一月改正

以前改正の事次ハ前記年度

別の改正帳ニ記載セリ

勝手神社祭祀令ニ依リ

年中行事

凡ソ祭典ヲ大別シテ

大祭 中祭 小祭トス

大祭トハ 祈年祭 新嘗祭ノ例祭

中祭トハ 新年祭 元始祭 紀元節

天長節トス

小祭トハ 前大祭 中祭ヲ除クノ外小祭トス

祭典別ニ奉献スル神饌品目及台数

大祭 和稻 荒稻 御酒 御餅 海魚 川魚 海菜

野菜 果物 塩 水

中祭 御食 御酒 御餅 海魚 海菜 野菜 果物

塩 水

小祭 御食 御酒 御餅 魚 海菜 野菜 果物

塩 水

祭典月例

一月一日 中祭 新年祭

一月三日 中祭 元始祭

二月十一日 中祭 紀元節

二月十七八日 大祭 祈年祭

四月二十九日 中祭 天長節

十月十三日 大祭 例祭

十一月二十七日 大祭 新嘗祭

昭和拾壹年改正 当屋廻リ

(但し拾四年ヨリ新加入者ノ年長者順ニテ)

(営み後年又元江婦ル)

座営終了者名義ハ其年度毎に当家庭廻リ名簿ニ記

入スベシ

当家庭廻リ氏名

西田新一郎

中野 留吉

寺内繁太郎

植田 由松

岡田秀太郎

中野 保蔵

東城 東

井上誠一郎

西本富太郎

寺内 正春後当家

植田巳之吉

中村猶治郎

中村 留吉

片川浅次郎

中村民次郎

岡田作次郎

けいちん廻リ氏名

寺内繁太郎

植田 由松

東城 東

井上誠一郎

西本富太郎

中野 留吉

中野 保蔵

岡田秀太郎

西田新一郎

荒井藤次郎

片川浅次郎

荒井 猶解

森口由太郎

中村民治郎

中村猶次郎

植田巳之吉

中野 留吉

西本 武之

森杉 文□

北 鏡二郎

岡田作次郎

西谷徳太郎

西谷由次郎

西谷徳太郎

安田市治郎

西岡新一郎

寺内 正春

改メ

十二月一日 座主協議ノ上、當家、當家

左ノ通り決議ス

年度

當家

後當家

昭和十八年度

北島儀三郎

植田巳之吉

〃 十九年度

森口由太郎

北島儀三郎

〃 二十年度

安田市治郎

森杉 光治

〃 二十一年度

森杉 光治

安田市治郎

〃 二十二年度

西本

岡田作治郎

〃 二十三年度

西谷^{壽一}由治郎

西谷 壽一

〃 二十四年度

西谷^{壽一}徳治郎

荒井 徳松

〃 二十五年

荒井 徳松

西岡藤一郎

〃 二十六年

西岡藤一郎

四庄廻り

註 無期間中後年繰上營モノトス

昭和貳拾七年度

寺内 正春

寺内 正春

昭和貳拾八年度

西田新一郎^{後當家}

〃 貳拾九年度

中野 留吉

〃 參拾年度

寺内 肇信

〃 參拾壹年度

植田 槌松

定

預リ井上誠一郎認印

昭和拾貳年度當家ヨリ比帳面ノ餘白ヲ利用シテ其年内ノ參考トナル事蹟、即チ年代記ノ基礎タル記事ヲ記入セラレタシ

座主

〔資料六〕

昭和拾壹年拾二月

改正座主營事

座中

一月四日 將軍様營

先づ四日早朝に一老の列席もとめ、餅^(アツキ)調へて東の大宮様 西の大宮様 并に觀音様 しゆらせつ様 (但一つづつ)

外におしき膳にて 小餅座主の数を二膳になす 東の小宮様 西の小宮様にそなへるなり」大ぶくこし

らへ方 竹を丸く輪にして 其まん中に 十文字に 竹を渡して 藁を ちいさく ほんの様にして

十文字の竹に結び付け、又竹ぐしに さして供へも

のする□、かざり葉^{かざり}ゆこを ところ たちはな

くし柿 かや かち栗 大根 竹ぐし十四本で台一

つに七本づゝ

幣ぐし一本、半紙にて御幣切る、延紙半帳、是にて

ごふかく ごふつゝは柳なり 并に松苗、是れは座

主の式回分の教程こしらへおくべし、觀音堂にて

かざしする かざし終りて後 ごふの餅と云ふ

て宮座一軒に九つすへの小餅一個と松苗及柳の三種

を座主一同へくばる ために一錢入れて返すなり
當日の立會人、六条の社掌様と長老なり、後茶つけ
なりと饗應すべし

(古い營帳の絵図面参照)

但し餅を合取ニシテ農家一同へくわる

一月十日 くわんじよ掛事

メ掛け次第 御供白むし一升五合、一膳、東の大宮

様へ備へ

さいに いも めい 豆 汁に菜の一束切り 柳

箸一尺二寸

メ一筋、但し七五三のたれ、一メに三とろ付半紙一
帳、是にて御幣三本、たれをきり、御酒五合、東の
大宮様、西の大宮様へそなへ、さゝばのしとぎを
そなへ 但ししとぎの しよふは もち米をすりて
これを ささばの上にかけるものなり

立會人 社掌 長老

後、茶つけと饗應すべし

(古い營帳に繪圖面あり参照)

一月十二日 けいちん次第の事

御幣十二本 幣ぐし丈け一〇尺 柳の弓 矢十二
本 潤月あれば十三本 ひきみ 鬼 竹を丸くし
て紙にて張り まとを調へる御酒は ちよしにて
持ち行き かわらけ十二枚にてそなへ 座主一同
へおみき いたゞく 燈明 らいはん かがしい、
後 弓を射る 是れはまとはさんにて いとなむ、

又兩小宮様 観音様 しゆらせて様へは御供 白
米一升五合 にて白むしをこさへ そなへる事、

さいに 豆 いも めい 御汁に牛房、柳箸一尺

二寸

御酒五合、是れは東の大宮様へ備へる

此次統制準備中小付ケ之元目

昭十八、七、二改正

一 般 座 主 ノ 膳 組

大付ケノ外 前目ノ小付ケノ添

白むし 観宮者お送膳ハ

焼物

酒

肴

汁

以上

池跡田けいちん營ミ須廻り作り余内トシテ、座中へ

玄米五升出スコト實行スルコト

牛房

どろいも

大根

こんにやく

黒豆

二升

二升

豆ふ 五丁

数ノ子 八〇目

但し平侍人算入セズ

二月四日 將軍様宮

一月ノ營みとかわりなし

六月五日 節句

麦ち巻 一社に数七つ宛

御酒五合 兩宮様へ備へる

酒ノ肴 いも こんにやく

午後 餅のむしめし 掛けにて兩大宮様、

兩小宮様、しゆらせつ様、観音様へ備へ、御酒五

合、後當家よりそなへ、座主各々へ五合の盛物を

傍に四合の盛飯を添へ外附属なし、酒肴はひる間

の通りです送膳は御供と箸の

御供の残りは神主、後當家、及當家に三割リす

十月一日 昭和十五年ヨリ支那事变中ニ付一部改正

十月一日營ミノ處、酒以外ハ従前通り、酒ハ昼間ハ

三升

夕食ハ後當家ハ御酒トシテ五合

當家ヨリ一升

十月八日 氷取り

十月十二日 よみ夜營み

當家前にて御供つきする、取餅を三合取、四

つ、但し四膳に備へ、九つと取り、二膳調へおき、

是は十三日に大宮様外各社へ御備へする

又用意物として半紙一帖、御幣式本切る、傘紙一帖、御幣式本切る、幣くぐり、白米六合、但京樹なり、二つに分け三合宛、全十三日も京樹三合宛、二つにする

全十二日 御供、うる白米式升をむしにして内五合宛、両大宮様へ備へ後と四つ分けて、両小宮様、しゆらせつ様、観音様へそなへ、後大宮様、小宮様二膳を當家へ下る、御渡り前に當家方にて座主一統へ酒肴ある看にいも、大根、牛房、こんにゃ

く
一支那事変中へ、御酒三升
十月十三日 御例祭

一般神饌物は二老方より

當家方にて初稻式荷、

是れは竹の葉付手ごんこには酒を入れる、御渡り前に一同に茶を差出、御渡り後、神社にて御酒五合備へて神饌物の御下りにて御酒を頂くなり

十二月一日 あからがしら營

御供一升五合、餅米のむし、赤飯、両宮様、両小宮様、観音様、しゆらせつ様にそなへ、汁に菜の一束、きり、さいに、いも、豆、めい次に座主へ赤飯のきよと前日の小付にて、又餅米のこはし、ごま塩、さいに、大根、いも、切ごみ、

牛房、御酒五合備へ、頂く

〔、(用意品、白米もち式斗五升程、小豆五升、

十二月十日 かんじ(上掛)

正月のかんじよ掛に
メにつた葉つける

立會人 長老

十二月十二日 さんによろノ事

勘定後 酒、肴、御飯付

海魚 焼物(□□□□□□□□)、かまほこ一枚、

平(いも、大根、きりごみ)(但四ノ)

外三種 いも、大根、きりごみ、牛房、

こんにゃく、にまめ、数ノ子

数量は前記規定参照

十二月十三日

當家、神主、立會(にて)後當家へ申送り候也、支那

事変中へ御酒四升

十二月三十日 立松たて

後當家、神主立會にて立松かざる、但し竹四本

備品 かや かちぐり 木炭 ところ 橙

かさり掛けは

四ところ 外は皆一繩を巻付るなり

ついたち つごもり としこは參詣者ノ為メ神主

立會にてごまたきする

昭和二十年十月 日

協議事項

從來大字子供ノ餅燻御供へ、
年齢十五歳已下一人金拾五銭

平棟役、金貳拾銭

座衆ハ金五拾銭(式拾銭)

尚又大戰終結ニ関シ從來ノ營ニ復帰スキ時期尚早

ニシテ急速ニ物資充實ニ至ラズ故ニ、一部の物資ニ

テモ容易ニ入手ノ時期ニ到達スレバ適當ノ時期ヨリ

之レヲ復帰実行スルモノトス

座衆一同

立會

昭和二十一年十月一日

宮座諸營ミ時局ニ對應シ改正要項協議決定ノ件

左ニ列記シ記録トス

一 將軍様ノ御餅ハ壹合取リテ壹個宛ヲ座中外ニ農家

一同へ配合スルコト

一 十月一日營及其他ノ營ミ時ノ御酒ハ、壹圓毎ニ壹

升ヲ供へ規定ノ残額ハ其都度公達價格ノ全額ヲ以

テ座中へ提出スルモノトス

一 けいちん營ミも前條ニ從ヒ準用ス

一 御供参合ヲ持寄ル、米價も前條ニ從ヒ準用ス

一 子供平棧役ニ対シテモ施立ヨリ支拂フモノトス、

但シ之も前條ノ規定ニ準ズ

一 十月十二日秋祭宵宮并營ミ徹廢ニ付(賭

限牛房 みや等)代替金額金老百円也ヲ提出ス

ルモノトス

以上

世相ノ急変化ニ對處スル所以ヨツテ、食糧問題及
經濟問題等旧□□□□スル場合ニ立寄ハ、其ノ都
度□□スルモノトス 以上

座中一同
立會

参考追加

一後當家ノ御酒ハ五合ヲ供エルコト

改正事項

一 大正拾三年度改正事項

一 長老ハ座中最年長者ヨリ順次五名ヲ選定シ欠員ノ
場合ハ年長ノ順ニ依リ之滿ソルモノトス
但シ長老者中神ニ仕ル事出来ザルモノハ隱居トシ
テ奉仕スルモノトス

「ハニホヘ」項ハ従前通りトス
右ノ通り改正ス 座中一同

昭和二十三年一月十二日

追加決定事項

一 長老ニ新加入者ハ従前通り饗應スルモノトス
イ、献立ハ切焼物ニ平ニ汁トス

昭和二十七年十二月二十二日

改正事項

一 神主ハ長者ヨリ順次行フモノナリ
且シ期間ハ二ヶ年交代トス

昭和二十三年十月一日 支拂計算(控)

昭和貳拾參年

十二月十二日 勘定日 サンニヨ

同年度ヨリ農地改革ニヨリ宮地ハ個人所有ニ轉替セ
シヲ以テ宮座ノ財産皆無ナリタルカ故ニ當家ニ當ル
者年中行事營ミ困難ナル、以テ各座老人毎年度十二
月十二日勘定日玄米式升宛ヲ五人集ヨリ取集メ取ル
事ヲ協定仕候也

但シ其年ノ初催□期遅延ノ場合ハ、送當時日ヲ定
計ヒ取集メ當家座主ニ——スルヘシ

昭和貳拾四年十月一日 營ミ支拂控

當家 西岡 藤一郎

當家 五合五勺 (㊦三、六〇〇円) 貳拾圓

〃 二十五人分 五百圓

當家 メ 五百圓 當家出シ

後當家 七合二勺 二千五人分 貳拾六圓 (計六五〇円)

〃 峯役 三合二勺 十六人分 拾壹圓 (計一七六円)

合計 八百貳拾六円 (㊦三、六〇〇円割)

子供 五円 七拾四人 計三百七拾圓

總計後當家 壹仟壹百九拾六円 (西谷由次郎)

昭和貳拾五年十月一日 營ミ支拂控

當家 寺内 正春

當家 五合五勺 (四、四〇〇円) 貳拾四升貳拾步 二十五合

一金 六百〇五円 當家出シ

後當家 七合二勺 參拾壹圓 二百五拾五歩

峯役 三合二勺 十七軒十四円ロハ計二百三十九円三十六

三口メ 壹仟十四円
三十六歩 (㊦四、四〇〇円)

子供大体 一金四勺 一人六円 六十四人參百八十四円
後當家總合計 壹仟參百九拾八円參拾六歩

西谷寿一郎

昭和貳拾七年十月一日 營ミ支拂控

當家 西谷 寿一

未拂 當家 五合五勺 (五、五〇〇円) 一人前

參拾円貳拾五歩

メ金 七百五拾六円貳拾五歩 當家出シ

後當家 荒井

後當家 七合二勺 二人參拾九円七十歩

メ金 九百九拾円 二十五人分 (五、五八〇円)

峯役 三合二勺 拾七円六十歩

メ金 貳百六十四円也 一人五分

子供 一合四勺 七円七十歩

メ金 □□□□□□□□□□六十六人分

メ金 □□□□□□□□□□五十歩

メ金 壹仟七百 □□□□□□五十歩

右配布金ノ残金 百四円五拾步 三口ノ配布金

會計渡し

昭和貳拾六年

拾月拾貳円宵宮

一、金壹仟四百八十五円

酒三升代

一、金老百円

着代

一人分 六十三円(拾円外)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

拾貳月一日 あからかしら

一、米代 三合(五、四〇〇円)

一人分 十六円五十歩

拾貳月拾貳日 勘定

米代 三合(五、四〇〇円)

一人分 十六円貳拾歩

合計 三口メ

一人当 九拾六円

拾月一日座

一人当 三十円貳十五歩

二口メ 金老百二十六円貳拾五歩

一人渡金

一金老百貳拾五円

一金三百貳拾貳円

會計渡し

昭和貳拾六年

拾貳月拾貳日

十月一日

大神様 御供物前通りとす

本当家 白ムシ 一升五合(いも)

酒一升 (肴スルメ半分)

後当家 餅米ムシ 一升五合

御酒ナシ

子供三対シ一人 金貳拾円ヘル

白米二合(五、〇〇〇円)

後当家 余内 一斗五升前通り

十月十二日

大神様御供へ前通りトス

宵宮 三時集合

祭 十時集合

酒三升 肴代 取止メ

三大節ノ御供へ後当家営ム

十二月一日 あからかしら

大神様御供 前通りトス

十月一日 座ニ準ズ

十二月十日 かんじよ掛中止

十二月十二日 勘定ハナシ

座主ヨリノ余内ハナシ

百四円

將軍様 中止

神主様謝礼 一金貳百円 呈ス(但し)

木ノ神主様謝礼

一金老肝円 呈ス(但し)

当家渡シノ日ニ持参スルコト

当家渡シ 十二月十三日

昭和貳拾七年一月十二日 事項協議事項

以后けいちん勤める場合は集米する

升目丈米價格ニ依リ仕拂ふものとす

以上は米統制中実施するものとす

一参合 集米 (石七、〇〇〇円)

貳拾老円 貳拾五人分

メ金 五百貳拾五円也

但し自由販売后中現在のまま経續するものとす、

一人前より白米三合とす

但し時期に依變更するものとす

昭和廿七年拾月老日 營み支拂控

當家 荒井 秀一

當家 五合五勺(七、〇〇〇) 老人前参拾八円五拾

歩メ 九百六拾貳円五拾歩 當家出し

後當家 西田新一郎

後當家 七合貳勺老人 五拾円四拾歩(七、〇〇〇)

メ金 老肝貳百六拾円 貳拾五人分

峯役 参合貳勺老人前 貳拾貳円四拾歩(七、〇〇〇)

メ金 参百拾参円六拾歩

子供 壹合四勺老人前 九円八拾歩(七、〇〇〇)

メ金 五百八拾円 六拾人分

参口 〆式阡老百六拾老円六拾歩
右配布金の残金九拾老円六拾歩

会計渡し

昭和貳拾八年一月十二日 ケイチン

寺内 正春營ミ

一、参合 貳拾貳円五拾歩(七、五〇〇円)

一、金 五百六拾貳円五拾歩也(二十五人分)

一、金 貳拾円(一人当り)

一、金 六拾貳円五拾歩残会計預ケ

昭和廿八年 當家營ミ 西田新一郎

当家 五合五勺(七五〇〇) 老人前 四拾老円貳拾五歩

〆金 老阡円 参拾老円貳拾五歩也

後當家 中野 留吉

後當家 七合五勺 老人前五拾六円貳拾五歩

〆金老阡四百〇六円貳拾五歩

峯役 参合一勺 老人前 貳拾四円(拾五軒)

〆金参百六拾円

昭和廿七年拾貳月拾貳日

拾月拾貳日 宵宮

一、金老阡六百参拾五円

酒参升

一、金老百円

肴代

一人分 六拾九円(拾円残)

拾貳月一日 あからかしら

一、米代 三合(七阡五百円)

一人分 貳拾貳円五拾歩

拾貳月拾貳日 勘定

米代 三合 貳拾貳円五拾歩

三口〆 一人分 老百拾円割

残老百拾円

会計預ケ

子供老合四勺 老人前 拾円五拾歩

〆金 六百参拾円 六拾人分

右配布金の残金老百拾七円五拾歩

会計渡し

昭和貳拾八年拾貳月拾貳日

拾月拾貳日 宵宮

一、金 老阡参百八拾円

酒三升代

一、金 老百円 肴代

計 老阡四百八拾円也

一人当り 一金五拾九円(五円時)

拾貳月老日 あからかしら二十五人分

米代 三合 一金、参七円(八、二〇〇円)

拾貳月拾貳日 貳拾四円六十歩二十五人分

米代 三合 一金 貳拾四円六十歩(八、二〇〇円)

二口〆金老阡貳百参拾円也

一人当り 金四拾九円(五円残)

二口〆金老百〇八円ノ割ニ分配ス、但シ八円貳拾五人分、一金貳百円、会計預ケ

昭和貳拾八年拾貳月拾貳日

拾月拾貳日宵宮

一金老阡八百四拾圓也

酒 三升

一金老百円也

上記二口 拾円殊会計(一人当り) 老百円

一金貳百拾円也 会計預ケ

當家 西田新一郎營ミ

昭和貳拾九年一月十二日

寺内繁太郎勤メ

一、白米三合(金貳拾四円六十歩)

〆金五百九拾円四拾歩也

一人当 一金貳拾円也

金貳百拾円四拾歩 残金会計預ケ

昭和貳拾九年當家中野留吉

一、当家五合五勺(八、二〇〇) 四拾五円拾歩(一人前)

〆合計老阡老百貳拾七円五拾歩(二十五人前)

以上當家中ノ

後當家七合五勺(八、二〇〇) 六十一円五十歩

(一人前)

〆計 金老阡五百参拾七円五拾歩(二十五人) 〆

峯役 三合二勺(八、二〇〇)一人前(二十六円二十四歩)

メ計金 参百九拾参円六拾歩(十五戸) 18.60

子供 一合四勺(八、二〇〇)一人前 十一円四十八歩

メ計金 五百七十四円也(五十人分) 74.00

三ロメ金 貳阡五百〇五円七歩

但シ後当家寺内繁信出

以上分配金ノ残金六拾壹円也

會計渡し(十月一日)

改メ残金老百参五円渡し 137.502

(内訳金百参拾円拾歩) 後当家残金

(金貳円五拾歩) 当家残金

昭和参拾年一月十二日

けいちん

植田植松營ミ

一白米 三合(一〇、〇〇〇円)但し白米価格

一金 六百六拾歩也

一人当 参拾歩也

昭和参拾年十月一日 營ミ

当家 寺内 繁信

一、五合五勺(一〇、〇〇〇円)一人前五拾五円也

(二十一人分)

総金 老阡老百五拾五円也

(一人分 五拾円也)

残金 老百〇五円 會計渡し

後当家 植田 植松

(別紙)昭和廿九年十月十二日

宮宮

一金老阡四百四拾円

酒参升分

(一人分六拾円也)

一金老百円 肴代

拾二月一日 あからがしら

一、米参合分

(一人分貳拾五円五拾歩)

拾二月十二日 さんによろ

一、米参合分

(一人分貳拾五円五拾歩)

(一人分)

一、老百拾一元

一人分 老百拾円宛相渡し

改メ 残金貳拾四円會計預ケ

一金老百円也 宮宮肴代

二ロメ 老百貳拾四円 會計預入ル

一月一日 代払ノ件

一 本社前一对 鳥居前 一对

ドウガイ 右準ズ(本社前)

一月十二日

けいちん神様ノ營ミハ前通り

焼物 かまぼこ一枚 御酒五合

出シ 牛 こんにやく牛 大根(参拜者ハ)

出シ 牛 こんにやく 黒豆(サト)

酒 四升 とうふ汁

白米 二合切 マス 集米代金仕拂ナシ

けいちん 余内 中止ス

二月四日

將軍様營ミ

六月五日 麦ちまき

七月十二日 小麦ちまき (前通り)

十月一日

一、七合五勺(一〇、〇〇〇円)一人 七拾五円也

(二十五人分)

一金 老阡八百七拾五円也(七十人)

残金 老阡七百五九円 老百貳拾五円也

會計預ケ

峯役 三合二勺(一〇、〇〇〇円)参拾貳円也

一金 五百四拾四円也(十七戸分)

残金 参拾四円 會計渡し

子供 一合四勺(一〇、〇〇〇円)十四円也

但し金ノ分配都合七拾五円分配ス

不足金は当家残金より仕出ス

一金七百参拾五円也 四十九人分(一人当り)

一金貳百六拾四円也 残金 集計

入金 四拾九円也 子供配分不足金
差引 一金貳百拾五円也 残金

会計渡シ
全員立会ニテ

昭和参拾年十二月一日 協議事項

一、十二月十二日のけいちん營ミに際し數ノ子百奴
を全員に盛り渡しするものとす

(別紙)昭和参拾年十月十二日

宵宮

一、金老阡四百五拾五円也

酒 三升代

但し 内 現品一升八十月一日

營ミニ際し戴ク

差引 二升代

一、金九百七拾円也

一、金老百円也

着代

メ金老阡〇七拾円也

一人五升 四拾円也

残金 七拾円 会計預リ

十二月一日 あからかしら

一、白米 三合(一〇、〇〇〇円)

一人分 参拾円也

十二月十二日 さんによろ

一、白米三合

一人分 参拾円也
三〇
メ金 老百円也(一人前)

残金七拾円也 会計預リ

けいちん

昭三一・一・一二

東城堅治 營ミ

一、白米三合(一〇、〇〇〇)但シ白米格質

一、金七百五拾円也

(一人当 参拾円也)

昭和三十一年十月一日

植田植松營ミ

一、五合五勺(一〇、〇〇〇円) 一人当金五拾五円

也

合計金老阡貳百六拾五円也(二十三人分)

一人当り 五拾円也

メ金老阡老百五拾円也

残金老百拾五円 会計預ケ

後ノ当家 岡田忠見

一、七合五勺(一〇、〇〇〇円) 一人当七拾五円二

十五人分

一、一金老阡八百七拾五円也

一人当り 七拾円也 割当金

残金 老百貳拾円也 会計預ケ

峯役三合二勺(一〇、〇〇〇)一人当り(参拾貳円)

メ金五百七拾六円也 十八戸分

子供 一合四勺(一〇、〇〇〇円) 一人拾四円

一人当り 拾四円割当金 五十四人分
メ金七百五拾六円也

但シ 一人割当拾五円トス、一円不足金ハ当家ノ残
金ヨリ仕出ス

一金五円

四拾歩仕出ス

会計預ケ 老百拾五円ヨリ差引ス

残金 老百拾円歩也 会計預ケ

残金 二〇貳百三十四円六拾歩也

会計預ケ

峯役 一戸当り 金参拾円也 一十八人分

残金 三十六円 会計預ケ

改メ会計貳百七拾円六拾歩也

昭和三十一年一月十二日 けいちん

井上 榮一 勤メ

一、白米三合(一〇、〇〇〇円)但シ白米價格

一金 七百五拾歩也

一金 参拾歩也 一人割当金

(別紙)昭和三十一年十月十二日

宵宮

一金老阡四百五拾五円

酒三升代

一金老百円

着代

メ金老阡五百五拾五円也

一人当り六拾円(残金五十五円)

十二月一日

あからがしら

一、白米三合(老万円)

十二月十二日 さんによろ

一、白米三合(老万円)

二口

メ金老百弍拾円也

(一人当り)

残金五拾五円

会計預け

昭和参拾弍年十月一日

岡田忠見營ミ

一、五合五勺(一〇、〇〇〇円) 一人一金三拾五円

也

メ金老百弍拾百拾円也 (二十二入分)

一人当り一金五拾円也

メ金 老百弍拾百円也

残金 老百拾円

会計預ケ

後当家 東城堅治營ミ

一、七合五勺(二〇、〇〇〇) 一人七拾五円也

メ金老百八十七拾五円也 二十五入分

一人当り割当金 七拾円也

メ金老百七十五拾円也

残金 老百弍拾五円也 会計預ケ

一、三合二勺(一〇、〇〇〇) 十八戸分

メ金五百七拾六円(一人当り三十二円)

一、一合四勺(一〇、〇〇〇) 一人当り十四円

メ金六百八拾六円也(一人十四円) 四十九入分

但し十五円(一人当り) 一人分返金ハ会計ヨリ仕出

ス

メ金四百四拾九円 会計ヨリ仕出ス

(別紙)昭和三十二年十月十二日

宵宮

一金老百弍拾百五拾五円也

酒三升代

一金老百円也

看代

メ金老百五百五拾五円也

十二月一日 あからがしら

一、白米三合(一万円) 23入分

十二月十二日 さんによろ

一、白米三合(一万円) 25入分

二口メ金弍百九拾九拾五円也

三口

メ金 老百弍拾百(一人当り)

メ金 弍百八拾八拾五円也

残金 老百拾五円也

会計預ケ

一、金五百四十円也(峯投一人(三十円割)

残金 四百四拾五歩也 会計預ケ

一金参百三十七円(後当家出し)

残金 三口メ弍百七十一円(四百九拾五)

内 子供二一円割増改(四百九十一円也)

差引残金 弍百六拾七拾歩也

三十七

昭和三十三年一月十二日

西本利雄營ミ

一白米 三合(一〇、〇〇〇円) 但シ白米代金

一金 七百五拾円也

一金 参拾円也 一人割当金

昭和参拾参年拾月一日

東城堅治營ミ

一、五合五勺(老万円) 一金五拾五円也

一、金老百弍百六拾五円也(廿参入分)

一人当り五拾円渡し

一、老百弍百五拾円也

残金 老百拾五円会計渡し

後当家 井上榮一營ミ

一、七合五勺(一、〇、〇〇〇) 一金七拾五円也

一、金老百八十七拾五円也(廿五人入分)

一、一人当り七拾円渡し

メ金老百七十五拾円也

残金 老百弍拾五円 会計渡し

一、三合二勺(一〇、〇〇〇) 十七軒分

四拾八年 荒井 裕門
 四拾九年 西岡藤一郎
 五拾年度 寺内 正春
 五拾壹年度 西田新一郎
 五拾貳年度 中野 行雄
 五拾參年度 寺内 肇信
 五拾肆年度 植田 槌松
 五拾伍年度 岡田 忠見
 五拾陸年度 東城 堅治
 五拾柒年度 井上 栄一

けいちん廻

氏名

三十五年度 中野 正一
 岡田 忠見
 西田新一郎
 荒井 裕和
 片川 重利
 森口 走吉
 中村民二郎
 中村 勇
 植田紋太郎
 中田植太郎
 西本 武雄
 森杉 元治
 北島 義雄
 岡田 忠洋

營々次第

一月一日

昭和五十六年十月

一日改正

本社前一对

門松 門松は鳥居前一对のみ

どろがいの鳥居前と

鳥居前一对のみ

的場のみ、外は無し

的場、薬師堂、公民館

どろがい

右に準ず

鳥居

小駒犬 的場 其他

繩(飾業付)

大杉

備考 三ヶ日の給仕は従来通り

改二月十日

くわんじよ掛事

石止 神主

西谷由次郎

西谷 寿一

安田 逸治

西岡藤一郎

寺内 正春

寺内 肇信

植田 槌松

東城 堅治

井上 栄一

西本 利雄

中野 行雄

ノ掛次第

◎御供

たまめし(うる)

白むし一升五合

さいに、いも、めい

まめ、菜一束切

箸、柳箸一尺二寸

御酒 五合

但し 七、五、三の垂れ

一ノに三ところ付半残一帖是

にて御幣三本たれを切る

笹葉のしとぎを供へ、但しし

とぎ□

造り方は餅米をすりて之をさ

く□に振りかける

二月十一日 紀元節

昭和四十二年度より国祝日とさる(復活)

◎神撰物

御鏡 海魚 川魚 海菜(昆布)

野菜 果物 塩 水 御酒一升

二台 二台 (後当家営み)

かまぼこ一枚づゝすること

記念祭 同 二行ノ三月初

紀元節 同 二行ノ三月初

神主 改 一月十二日 二月十二日

神主 改 一月十二日 二月十二日

一月十二日に変更

一、御幣 十二本 一尺二寸

柳弓一矢 十二本 潤月は十三本

鬼 竹を丸くして紙にて張りの作る

御酒は、ちよしにて持ち行き、かわらけ十二枚に

て供へ、座主一同いたどく

但し御酒 五合

両小宮様、観音様、じゆらせつ様（一）は

御供へ、白米一升五合 （たきめし）白むしを（二）

さいに、豆、いも、めい、汁、午（三）

柳はし一尺二寸 （こぜん）

御酒五合 東大宮様へ供（四）

石上神宮 （改）一月四日變更 二月四日 將軍様営み

神主 二月四日

早朝村神主の列席を求め、餅つき

御供、 東の大宮様 西の大宮様

観音様 じゆらせつ様

四社へ参合取（一個づつ）

外に東の大宮様 （一升二合） 西の小宮様

小餅九ツづつそなへるなり

合計餅米 （二升四合） （二升二合）

大ぶく、こしらへ方（二個）

竹を丸く輪にして其の真中に十文字に竹渡して

薬をちいさ（五）はてんの様にして、十文字の竹に

結付け、竹ぐしにさして供へる

品目 （きんかん）ゆこう、ところ、たちはな

くし柿、かや、かち栗

大根、竹ぐし十四本で台一つに七本づゝ、幣ぐし一本半

残にて御幣切る

延残半俵 （ごぶかく、ごぶ津え） 御符

柳（柳に七へる）

松苗は座主の数だけこしらへる

一合取一個座主に配る

（旧帳絵図参照）

◎ため 金拾円をする

◎追加御供 モミ

（一頁アキ）

取止（メ） 六月五日

麦ちまき 一社にかしわ餅葉七枚

六社一四十二個

御酒五合 両宮様に供へる

（一頁アキ）

取止（メ） 七月十二日

小麦餅（餅に小麦粒少量そへる）

東大宮様、西大宮様

東小宮様 西小宮様

観音様 じゆらせつ様

一社一膳に小餅九ツ供へる

（一頁アキ）

十月一日 一日座

御供 （たきめし）白むし一升五合（六社分）

◎さい 芋 豆 めい くるみ

あい お汁に 菜の一束切 （二社分）

◎肴 するめ半分 昆布若干

柳箸 一尺二寸（二社分）

御酒 一升

かまぼこ一枚づゝ

すること

以上堂家営み

餅米むし 一升五合

子供ニ対し一人式拾円与へる （白米二合ノ割）

御酒五合

後当家の営みとす

但し子供は中学修了迄とす

余内は従来通りとす

（一斗五升）

協議事項 子供会ニ金六百円也

昭和四四年十月一日 改正ス

十月八日 氷取り

◎此頃改正（四拾五年度より）

神主 当家長ニ竜田川にて行事を行ふ

神主 当家共布留上流にて(桃尾滝)行事を行ふ

(二頁アキ)

十月十二日 宵宮祭

当家方にて御供つきする

取方は餅を三合取四ツ 四膳に供へる

九ツづゝ二膳に調へおき、是は十三日大宮様外各

社に供へるものなり

又用意物として半紙一帖・御幣二本・傘紙一帖・

御幣式本切る□一 一

御^供□ うる白米式升をむしにして

内五合宛両大宮様に供へ

後四ツ分けて両小宮様・じゆらせつ様・

観音様へ供へる

座主は御渡り三時に集合

御幣は毎年更新するものとす

大杉原 拾式枚 式拾枚

普通半紙 志^巻飯^(あざのおし) 用意する

以上

十月十三日 御例祭

一般神饌物は後当家にて営み

初・稻・式・荷 御餅

清酒五合竹笹付二本以上当家

御鏡 海魚、川魚 海菜 野菜(二二台)

果物、塩、米、水、御酒五合

以上後当家

◎海菜(昆布 スルメ)かまぼこ一枚づつする事

十二月一日 あからがしら

赤飯御供へす

御供へは十月一日に準ず

かまぼこ一枚づゝすること

十二月三十日 立松建て

当家神主立会

備考

神主謝礼

一回(二百円)

村神主

一金老阡円 一ヶ年

当家渡しの日に勵行すること

当家渡しの日は十二月十二日とす

◎三大節の神饌物は後当家にて行ふものとす

十二月 紀念祭 供物

米 モミ

モミ無き不用の場合玄米とす

三大節の神饌物は従来通り

〔資料八〕

昭和五十八年十二月改正

宮座 營帳

営み次第

一月一日

門松 鳥居前一對のみ

どうがい 鳥居前 的場様

山繩 鳥居 (拝殿前) 的場 大杉

三ヶ日給仕は従来通り

どうがいにつけるもの

かや かちぐり すみ ところ だいたい

(適当に選んで付ける)

一月十日 くわんじよかけ

御次第

御供 炊飯 一升五合(六膳造り四社のみ菜付)

さいに いも、めい、まめ、菜束切

箸 柳箸 一尺二寸 御酒五合

メ一筋 但し七、五、三たれ一メに三ところ付半紙

一帖是にて御幣三本たれ切る、笹葉のしの

ぎを供へ但ししとぎの造り方、餅米をすり

てこれをさきばに振りかける

一月十二日 けいちん 営事

御幣 十二本、一尺二寸

柳弓一、矢十二本（潤年は十三本）

鬼竹を丸くして紙にて張りの作る

御酒はちよしにて持ち行きかわらけ十二枚にて供

へ座主一同いたたく（但お酒五合）

両小宮様、観音様、しゆらせつ様

御供 白米一升五合炊飯を供へ

さいに 豆 いも めい 汁 牛芳

柳箸 一尺二寸（二ぜん）

御酒五合 東大宮様へ供る

二月四日 將軍様営み

早朝 神主列席を求め餅つき

御供 東の大宮様、西の大宮様、観音様、しゆらせ

つ様、四社へ三合取一個一升二合

外に 東小宮様、西の小宮様

小餅九ツづゝそなへるなり、一升三合

（合計 餅米二升四合）

大ぶくこしらへ方（二個）

竹を丸く輪にして其の真中に十文字に竹を渡して、

わらちいさくほでんの様にして十文字の竹に結付

け、竹ぐしにさして供へる

品目 ゆこう、ところ、たちばな、くし柿、かや、

かちくり、大根（適当にて良し）

竹ぐし十四本で台一つに七本づゝ幣くし一本、半紙にて御幣切る

（旧帳絵図参照）

春の大祭（三月初め）

神饌物

御鏡、海魚、海菜（こんが、するめ）、野菜（二台）、果物（二台）、塩、水、玄米、

御酒一升（さゝかまぼこ一枚づゝ）

（供へ物は後当屋にて営む）

十月一日 一日座

御供 炊飯一升五合（六社分）

さい、芋、豆、めい、くるみあい、

お汁に菜の束切（二社分）

肴 するめニヶ こんぶ若干

柳箸 一尺二寸（二社分） 御酒一升

かまぼこ一枚づゝ 以上当屋営み

餅米むし一升五合 後当屋

十月八日 氷取り

神主、当屋共布留上流にて（桃尾滝）行事を行

ふ

（異筆）九 十月十二日 宵宮祭（異筆） 昭和六十一年より改正当屋

方にて御幣つきする、取り方は餅を三合取四つ四膳

に供へる、九つづゝ二膳（異筆）十日に調へおき是は十三日大宮

様各社に供へるものなり（異筆）十日（以上は十二日用なり）

又用意物として半紙一帖、御幣二本、大杉原二十枚、

御幣二本切る

御供うる白米二升を炊飯して内五合宛両大宮様へ供

へ、後四ツ分けして両小宮様、しゆらせ様、かんの

ん様へ供へる（九日用）

座主は三時集合

御幣は毎年更新するものとす

大杉原二十枚、普通半紙一帖

麻紐用意する

（異筆）十一 十月十三日 御例祭

初稲二荷、御餅、御酒五合、竹笹付二本

以上当屋

御鏡、海魚、海菜、野菜（二台）、果物（二台）、

塩、米、水、御酒五合、かまぼこ一枚づゝ

以上後当屋

十一月 新嘗祭

御供 春の大祭に準ず

御供中もみなき場合玄米とす

十二月一日 あからがしら

赤飯 御供へす

御供は十月一日に準ず 当屋営み

御供

赤飯五升五合（六社分）

さい、芋、豆、めい、くるみあい、汁、菜

一束切

肴、するめ 昆布（若干）

柳箸 一尺二寸 二社分
御酒一升 かまぼこ一枚づゝ

村神主

一金沓阡円 一ヶ年

当屋渡しの日に励行すること

当屋渡しの日は十二月十二日とす

十二月三十日 立松建て

当屋、神主立会

当屋廻り氏名

五十八年 西本 利雄

五十九年 中野 正一

六十年 植田 茂

六十一年 中村 勇

六十二年 中田樞太郎

片川 重則

岡田 忠洋

北島 義雄

中野 行雄

寺内 肇信

岡田 康弘

東城 博道

井上 栄一

けいちん廻り氏名

中野 正一

岡田 康弘

森口 芳治

安田 逸次

西本 武雄

西谷 良祐

西谷 寿一

荒井 裕和

西岡藤一郎

寺内 正勝

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

西田 弘

六十二

森口 芳治

中村 勇

西岡藤一郎

寺内 正勝

寺内 肇信

東城 博道

井上 宗一

西本 利雄

中野 行雄

服忌規定

父母 服 半期

兄弟 // 六十日

祖父母 // 十日

其ノ他 // 十五日

六十一 西田 弘
荒井 裕和 北島 義雄
片川 重利 岡田 忠洋
森口 芳治 西谷 良祐
中村 勇 西谷 寿一
安田 逸次

〔資料九〕
(表紙)

大正甲寅参年正月五日調
村社勘定帳

大正参年度当家

甲寅年 東城東

入金之部

字
大田分 米沓石六斗六升五合
沓反ニ供四斗参

一、米沓石六斗六升五合

大正式年度年直米

一、八斗十二月廿七日森口芳太郎入ル

石拾九円参拾銭割

代金拾五円四拾銭

一、金拾五円郵便貯金 沓月五日入ル

二口ノ金参拾四拾銭

内金式拾式円五拾九銭五厘

大正式年度当家中野保蔵取換金相渡ス

差引金七円八拾七銭五厘残金

郵便貯金トス

残八斗六升五合

内左ノ免米引ク

一、米四斗八合五夕大田分壹反免米

一、合参斗四升四合九畝半堂ノ前八畝免米

ノ七斗五升四合免米

残テ九升老斗老升合貳合五夕

石拾九円三拾銭割

代金壹円七拾五銭五厘 貯金トス

貳円拾七銭五厘

二口ノ九円六拾三銭

拾円四銭五厘

大正参年度出金之部

出金之部

老月七日 一、金七拾五銭

拾日

大正式年度下半年期協議費

一、壹円五拾九銭五厘

大正式年度田租

拾九日

第一期分

一、金壹円九拾参銭

大正式年度当家余内米壹斗

代 中野保藏ニ渡ス

廿三日

一、貳円八拾九銭五厘

大正式年度けいちん余

内壹斗五升 西本増太郎へ渡ス

卅日

一、拾銭

勘定帳紙壹帖半代

宮当家

同

一、〇円八拾九銭五厘 大正式年度神主給料壹斗五

升 西田久次郎ニ渡ス

二月廿日

一、壹円五拾九銭五厘 大正式年度田租第一期分

廿七日

一、五拾六銭五厘 大正式年度県税地租割

〇〇〇

三月廿四日

一、壹円五拾九銭五厘 大正式年度田租第三期分

五月九日

一、壹円五拾九銭五厘 大正式年度田租第四期分

同

一、壹円貳拾五銭五厘 大正参年度県税前半期分

五月貳拾日

一、金六拾七銭五厘 大正参年度村税第壹期分

八月七日

一、六拾壹銭 大正三年上半期協議費

十一月廿四日

一、壹円貳拾五銭五厘 大正参年度県税下半年期分

同

一、六拾七銭五厘 大正参年度村税第二期分

計金拾九円九拾八銭五厘

大正四年度受持

井上辰造

収入之部

字大田預メ米 一、玄米壹石六斗六升五合

但シ大正式年度ノ負米

十二月廿五日 森口由太郎受取

此代金 値段ニテ老石拾〇円割

拾八円参拾壹銭五厘

大正四年度

支出之部

大正元年十二月五日 一、金拾貳銭

大正三年度負米俵四ツ代

森口由太郎私

大正四年 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

老月七日 一、金〇〇〇〇

三月廿四日 一、拾四錢五厘 大正三年度 県稅地租割

五月廿二日 一、老門五十九錢五厘 大正三年度 田租第四期分

五月廿二日 一、老門貳拾壹錢五厘 大正四年度 県稅下半年期分

五月廿八日 一、六拾四錢五厘 大正四年度村稅 地租附加稅

十一月廿九日 一、老門貳拾壹錢五厘 大正四年度 県稅后半年期分

同日 一、六拾四錢五厘 大正四年度 村稅第二期分

大正四年八月七日 老門 一、六拾八錢 大正四年度 協議費

改メ金老門六十八錢 協議費

合金參拾貳円四拾貳錢五厘 預金差 利子十一ヶ月分

内參拾八錢 預金差 利子十一ヶ月分

残テ參拾六円貳拾四錢五厘 取換越

差引拾七円九拾參錢 取換越

大正四年十二月十二日 大正五年年度当家人廻り

大正五年年度当家人廻り 西本芳太郎 収入之部

此内六升六合五夕 免米老反ニ付七升割九 畝半

老升^貳合 丙印老石ニ付老升宛之 割払

残而 米老石五斗八升^貳合五夕

此代備貳拾円五拾七錢貳厘五毛 此直段石ニ付拾老門替 中米相場事

大正五年年度 西本芳太郎 当家人

支出之部 大正四年度度貢米 俵四俵代 森口由太郎払

一、金拾貳錢 大正四年度下半年期協議費

同月七日 一、同九拾五錢 大正四年度度取替金井上支払

五年正月拾四日 一、金拾七円九拾參錢 大正四年度吉川へ支払

二月五日 一、金老門九拾五錢 大正四年度神主ノ給料米老 斗五升寺田へ支払

二月五日 一、同老門九拾五錢 大正四年度当家人内米老斗 井上へ支払

二月拾貳日 一、同貳拾壹錢 大田預り入費 西谷ヤスヲ以村方ヨリ取り 参リ支払

貳月拾八日 一、金老門五拾三錢五厘 大正四年度田租第一期分支 払

11月拾老日 一、同四拾四錢五厘 大正四年県稅地租割支払

三月廿日 一、同老門五拾壹錢五厘 大正四年度田租三期分支 払

五月廿日 一、金老門五拾三錢〇 大正四年度四期分田租支払

同日 一、同老門貳拾錢 大正五年前半年期分支 払

五月卅一日 一、同老門五拾三錢五厘 大正四年度第一期分田租支 払

一、同六拾四錢 大正五年度老期分地租附加 稅支払

七月貳日 一、金七拾三錢 井上方へ昨年堂ノ前免米五 升六合代支払

八月九日 一、金五拾四錢五厘 大正五年度上半年期分協議費 支払

拾月十一日 一、金貳円 二、堂貯金通帳へ支〇

拾月廿七日 一、金貳円貳拾錢 大正五年度県稅后半年期地租 割

同日 一、金六拾四錢 大正五年度第二期分地租附 加稅

同日 一、金拾七錢 大正五年度県稅 中野保蔵当家人 大正〇年度 四ヶ俵之 俵代相渡ス

合計金參拾八円貳拾錢五厘 内金貳拾円五拾七錢貳厘五毛 残テ拾七円六拾參錢貳厘五毛

大正五年十二月十二日

大正六年度

当家 中尾御郎左衛門
 収入

一、米一石六斗六升五合

内二俵内

内賞与一升二合

〔資料一〇〕

荒蒔村
 文政十三庚寅歳 世話人 若連中
 太神宮石燈籠寄進帳
 十一月
 世話人 喜平治 徳右衛門
 弥右衛門

台石垣石ハ 杵尾山 坂井喜助寄進

一、銀百五拾匁 八ノ坪 伊勢講中
 一、南鐮巻片 村橋 伊勢講中
 一、銀老匁 (及以下同) 暮葉 伊勢講中
 一、銀老匁 堂西 伊勢講中
 一、銀百三拾五匁 中尾 徳右衛門
 一、同五拾五匁 喜平次
 一、同四拾五匁 弥右衛門
 一、同四拾三匁 新重郎
 一、三拾匁 権三郎

一、三拾匁 嘉七
 一、貳拾五匁 平助
 一、貳拾匁 喜三郎
 一、銀貳拾匁 伝次郎
 一、銀拾六匁 久次郎
 一、拾五匁 文蔵
 一、拾五匁 利八
 一、拾五匁 新助
 一、拾貳匁 宇右衛門
 一、拾匁 太助
 一、拾匁 善助
 一、銀八匁 儀兵衛
 一、拾六匁五分 弥平次
 一、拾五匁 利兵衛
 一、拾匁 源右衛門
 一、七文目 宇八
 一、五文目 友吉
 一、三文匁 新三郎
 一、貳文匁 源兵衛
 一、貳文目 宗八郎
 一、貳匁 藤兵衛
 一、老匁 武兵衛
 一、老匁 弥助
 一、老匁 半兵衛
 一、老匁 彦兵衛

一、老匁 又兵衛
 一、老匁 半次郎
 一、老匁 成福寺
 一、貳拾匁 惣村中
 一、白餅四斗三升 惣村中取集メ
 外四十三
 一、御酒老斗貳升 惣村中之懸リ
 外拾五匁六分
 外五拾八匁六分 献酒之成□
 石燈籠上軒
 天保貳年 卯四月八日
 石燈籠代銀 南都寺林町
 一、銀六百八拾五匁 和泉屋喜三郎渡候
 一、南鐮巻片 文字料
 一、銀拾匁 石燈籠取ニ参リ候節 諸造用 渡ス
 右之時酒代 看代とも
 一、銀五匁五分 台石垣代尾張 伝蔵殿へ手間代渡ス
 一、銀五匁 小路村宮寺和尚様へ 布施料渡ス
 一、銀四匁三分 上之江市殿江 御湯上ケ料渡ス
 七百六拾三匁
 又五十八匁六分
 貳貫八百貳十匁六分

註

- (1) 荒蒔の調査は一九八六年以降五回にわたって実施した。一九八六年三月は岩井宏實と上野和男による予備的な調査であり、一九八七年二月には岩井宏實、上野和男、中込陸子の三名によって村落組織および宮座儀礼を中心とした第一回の本調査を実施した。その後二回にわたる文書を中心とした調査を実施し、『宮座中間年代記』(全四巻)をはじめとして荒蒔の区有文書、村神主文書の主要部分のマイクロフィルムなどの写真撮影を行なった。さらに一九九一年一〇月には上野和男、橋本裕之による秋祭祭礼や宮座、家族を中心とする最終調査を実施した。本報告のうち「村落組織」にかかわる部分はずでに発表した中間報告とかなり重複している点をあらかじめお断りしておきたい。
- (2) この事実は吉村公男・羽田野由憲(一九八七)が分析した江戸時代初期の荒蒔の検地帳の分析による当時の土地所有状況と共通している。この事実は当時の検地帳の名請人と当屋の名前とのズレと関連しているかも知れない。
- (3) 荒蒔ではホンムラの住民と住宅団地やマンションの住民との関係が複雑であり、宅地化の波に洗われて対応の苦慮しているように思える。たとえば村仕事であるカワハリ(川掃除)はホンムラと団地では別々に行なわれている。団地住民は団地内のみに限定しないと、なぜ排水路までやらないかと文句がでるのだという。溜池は荒蒔の名前で登記されているので、新住民にも権利があるが、その水を使う権利は農家に限定されている。一九九一年の秋祭でホンムラと新住民との関係を象徴する事件がおこった。秋祭の最後の子供御輿の巡行はホンムラの子供と住宅団地の子供だけが参加する予定で、子供たちに揃いのハッピを着せていたが、これにマンション住民の子供たちが加わったのである。区ではマンションの子供たちの参加を認めたが、記念に配ることになっていた鉛筆は、結局準備の関係でマンションの子供たちには配られなかった。このことは秋祭への新住民の参加をどうするかという大きな問題を提示したように思える。
- (4) 末社である葛神社と石上神社がもともとどこに据えられていたかは不明である。
- (5) 荒蒔の野神については、天理市(一九八五、八二八)につきぎのような記述がある。「荒蒔の野神さん 五月二八日 大字の東のはずれ北側、小字

雲塚の西南隅に野神さんを祀った所があり、一五歳以下の男の子は小さい子に至るまで、みんな写真のようにちまきを作ってもらって二つを首につり、朝早くここへ参る。昔は大きなよみの木があったというが、今はこれの木があり、その木にちまきをかけて拝んで、またそれをたばって帰るのである。近頃は女の子も参るようになり、ちまきを作るのが面倒だから餅にかわりつつある。村の旧記によると、五月節句にむぎちまきを各社へそなえると見えるから、もとは旧五月五日の行事であったと思われる。ちまきの作り方は、今の米のちまきだが、あしの葉でつつもさらにこも草でつつんで、いがらで三か所をくくる」。現在でも野神のまつられている場所はあるが、野神まつりはおこなわれていない。

- (6) 一般的に宮座組織においてその年の祭祀を担当する家を「当屋」とよぶが、荒蒔では「当家」の字をあてており、本稿では具体的に荒蒔の当屋を指示する場合には「当家」を用い、そのほかの場合は当屋の語を用いることにしたい。

- (7) 『神社明細帳』には氏子四一人と記載されている。氏は現在においても宮座の構成戸のみならず荒蒔の全住民(マンション住民を除く)を意味している。

- (8) 四五年前にも宮座への加入をよびかける回覧がまわされたが、入る家はなかったというから、一応宮座は広く村の家々にオープンになっていると見てよいであろう。しかし現実的には株座的構成を取っているのである。加入しないのは、当屋をつとめる場合、経費や場所を必要とするためと考えられる。

- (9) 『昭和拾老年拾貳月改冊 荒蒔村宮座管帳』には大正一四年一月の改正事項になかに「服忌規定」として以下のように定められている。

父母	服一ヶ年	忌五〇日(即時次ノ廻へ預ケルヘシ)
兄弟	服九〇日	忌二〇日(即時次ノ廻へ預ケルヘシ)
祖父母	服ナシ	忌三〇日(即時次ノ廻へ預ケルヘシ)
其他		忌五〇日

- 右遵守スルコト
- (10) 旧座の家は表3に示した。家屋の規模においても、新座をしのぐ大きさであった。

- (11) 昭和十一年以降に加入した新座のケイチン当家の順序は、当家とちがつ

てクジによってきめられた。

(12) 荒時の宮田でつくられる稲の粃は当家にあたった各家で、通常栽培している粃がそのまま使われるから、村として宮田に植える粃が特定のものに限定され伝承されている事実はない。

〈文献〉

- 蒲生正男(一九六〇)「戦後日本社会の構造的変化の試論」『政経論叢』三四(6)、一一二六頁
- 蒲生正男(一九七九)「日本のイェとムラ」『世界の民俗』一三、二二―四三頁
- 蒲生正男(一九八二)「日本の伝統的社会構造とその変化について」『政経論叢』三四(6)、一一―二八頁
- 蒲生正男(一九八二)「奈良県北部における神社祭祀と村落構造」、坪井洋文編『祭祀的世界と村落―儀礼・司祭者・共同体―』四九―五五頁
- 泉靖一・蒲生正男(一九五二)「日本社会の地域性」『日本地理新大系』二、三七―七六頁
- 岩井宏實・上野和男(一九八七)「荒時の社会組織と儀礼」『民俗の地域差と地域性―中間報告―』二四―三七頁
- 澤井浩一(一九九〇)「村落祭祀と集落形成―天理市荒時の宮座儀礼の検討―」『大阪市立博物館研究紀要』二二、六九―八八頁
- 天理市(一九八五)『改定天理市史・史料編』第一卷
- 上野和男(一九八〇)「御上神社秋祭の構造と親族組織」『近江村落社会の研究』第五、三七―五一頁、社会伝承研究会
- 上野和男(一九八一)「御上神社秋祭における頭屋の役割―昭和五四年東座頭屋の『神事記録帳』から―」『近江村落社会の研究』第六号、四六―六三頁
- 上野和男(一九八七)「近江湖東における宮座の組織と儀礼―滋賀県愛知郡愛東町青山の事例―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五集、三〇―三三―五三頁
- 上野和男(一九八八)「芋くらべの村の映像記録―『近江中山民俗誌』の制作―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三二集、一〇―一一頁
- 上野和男・岩本通弥・橋本裕之(一九九一)「近江中山の芋くらべ祭―映像民俗誌『芋くらべ祭の村―近江中山民俗誌―』の記録―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三二集、一四―二六頁

吉村公男・羽田野出憲(一九八七)「文禄期における奈良盆地荒蒔村の景観」

『明石工業高等専門学校研究紀要』二九、七五―九四頁

(国立歴史民俗博物館民俗研究部)

Miyaza, Family, and Village Organization

UENO Kazuo

This paper is a report of an investigation into the social structure, especially village organization, family, and miyaza (cult organization), of Aramaki, Tenri city, Nara Prefecture, investigations and research into have been undertaken since 1986 by the "Regional Differences and Regionalism in Japanese Folk Culture group as part of the research project on regionalism in Japanese History". Aramaki is considered to be a village which typically shows the structural characteristics of a village society in the central part of Japan. There also remain many documents and records in the possession of the "ku" or district, and the village shrine priest. Thus this village was selected as appropriate for the clarification of the social changes in the village, through the examination of both folk customs and historical documents.

This paper has the following three aims: the first is to find out the structure of the miyaza organization in Aramaki, and how it changed; the second is to clarify the family structure in Aramaki, which may be considered to be a typical village of central Japan; and the third is to clarify the characteristics of the village structure of Aramaki as a whole, with its kabuza-like miyaza organization.

This paper analyzes the organization of the village, family, and miyaza of Aramaki, and changes that have occurred, and obtains the following results. The miyaza in Aramaki, while maintaining kabuza-like characteristics, expanded its membership by a reform of the system in the early years of Showa, thus slightly easing its restrictions. The main type of family structure in Aramaki maintains the stem family; basically, inheritance is by the eldest son. Marriage is based on bride-taking, which is characteristic of the typical stem family. Furthermore, the village organization in Aramaki today is based on a leveled class, and it features an extremely equal structure in positions, including the area chief, as well as in the "Ko" organization such as Ise-ko, or Koshin-ko. Generally speaking, the structure of the village society of Aramaki is basically the lotation system, based on the kabuza-like miyaza. However, various changes since early Showa can be understood as a process of change of the society of Aramaki to a lotation system based on a muraza-like miyaza.

大陽曆十一月吉日
 文政三年 改丹
 文政十年 改丹
 明治十年 改丹
 荒蒔村宮座宮帳
 座中

西小宮様ニ なる。此、大御様様
 竹を、丸くありて、其まんなるに
 十もんを、竹を渡して、わらをいさく
 ほど、よせりて、十もんを、竹をい
 付。又竹くまを、さしてなる、その
 ろ、存。かざる、由こふと、木ろ、た
 ら、ちく、大御様竹くま、柱を、基
 一、七、七、つ、い、なる、き、を、建、後、そ
 津、屋、切、の、紙、ま、よ、是、を、心、あ
 く。こ、ふ、ゆ、を、し、押、あ、き、花、松、を
 の、な、く、是、を、座、に、九、家、敷、屋、と、調、
 ち、く、べ、い、観、音、堂、を、か、た、す、る
 ち、く、お、わ、り、ん、北、古、に、こ、の、や、荒
 餅、と、い、ひ、て、宮、座、一、廿、八、日、に、入、る

宮座之式目
 一、此、座、を、月、四、日、を、よ、く、入、り、管、事、し、
 先、日、日、朝、に、當、夜、に、餅、を、つ、き、津、り、
 三、合、取、り、東、大、宮、様、西、大、宮、様、并、
 観、音、様、志、白、と、せ、し、様、但、籠、に、座、に、又、九
 十、く、は、式、せん、是、ち、く、せ、ん、二、條、に、
 ち、く、九、つ、い、あ、り、し、初、合、十、以、東、大、宮、様

并、餅、一、つ、き、付、て、之、を、る、其、
 も、ち、代、と、但、差、取、り、餅、を、
 す

西大宮様
 西小宮様
 志白りせつ様

東大宮様
 観音様

大御様
 大宮様

此、松、由、此、を、
 柱、の、ま、な、を、て、
 る

座中

一 一統 清内 いふとく 一とく 一とく 一とく
 んじかとうの へらいん へらいん へらいん
 ぬみをいふ。是はまは様 宮様
 一 また 雨宮様 観音様 若くは 柳様 蓮花
 清くは。もろ自來寺 本堂 若くは 蓮花
 一 柳様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき

的を様
 一 柳様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 柳様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき



一 七月十二日 小春解 只社 柳神様
 一 柳神様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 柳様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき

一 七月十二日 小春解 只社 柳神様
 一 柳神様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 柳様 若くは 蓮花 若くは 蓮花
 一 小宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 西大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 東大宮様 若くは 清みき 若くは 清みき
 一 親おん様 若くは 清みき 若くは 清みき

